

北谷町墓地基本計画



平成27年3月

北谷町

<<< 目 次 >>>

第1章 墓地基本計画について	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画期間	2
1-5 用語の定義	2
1-6 関連計画	3
第2章 北谷町の概要	8
2-1 位置	8
2-2 地理的、地形的特性など	9
2-3 人口、世帯数	10
2-4 産業	13
第3章 墓地等の現況	14
3-1 墓地と集落の変遷	14
3-2 墓地実態調査結果	17
3-3 住民調査結果	41
3-4 墓地の経営許可について	46
第4章 墓地の課題	50
4-1 墓地の散在化	50
4-2 墓地用地の不足	50
4-3 無許可墓地	52
4-4 無縁墓地の増加	52
第5章 墓地施策の基本方針	53
5-1 墓地の散在化防止	53
5-2 墓地用地の確保	57
5-3 無許可墓地対策	62
5-4 無縁墓地対策	63
第6章 計画推進のための今後の取組	64

資料編	
資料編目次	66
I 墓地需要予測	67
II 住民調査(アンケート調査)結果	71
III 墓地に関する住民説明会	82
IV 北谷町墓地基本計画審議会及び北谷町墓地基本計画等検討委員会	91
V 墓地と集落の変遷	96
VI 北谷町墓地分布図(行政区)	100
VII 北谷町墓地分布図(用途地域等)	101

第1章 墓地基本計画について

1-1 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面からも課題となっており、北谷町においても同様の状況にあります。

本町では、米軍基地建設の影響により、戦前の集落から移転を余儀なくされ、集落を移転したことによって、墓地と集落が近接した「まち」が形成されてきました。

近年では、都市部において墓地の適地の減少や土地価格の高騰などにより墓地の取得が難しくなる傾向があり、周辺市町村において、都市部の墓地需要を満たすため、墓地が増加するおそれがあります。

さらに、今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する種々の問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

このような状況の中、墓地に関する問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策が求められています。

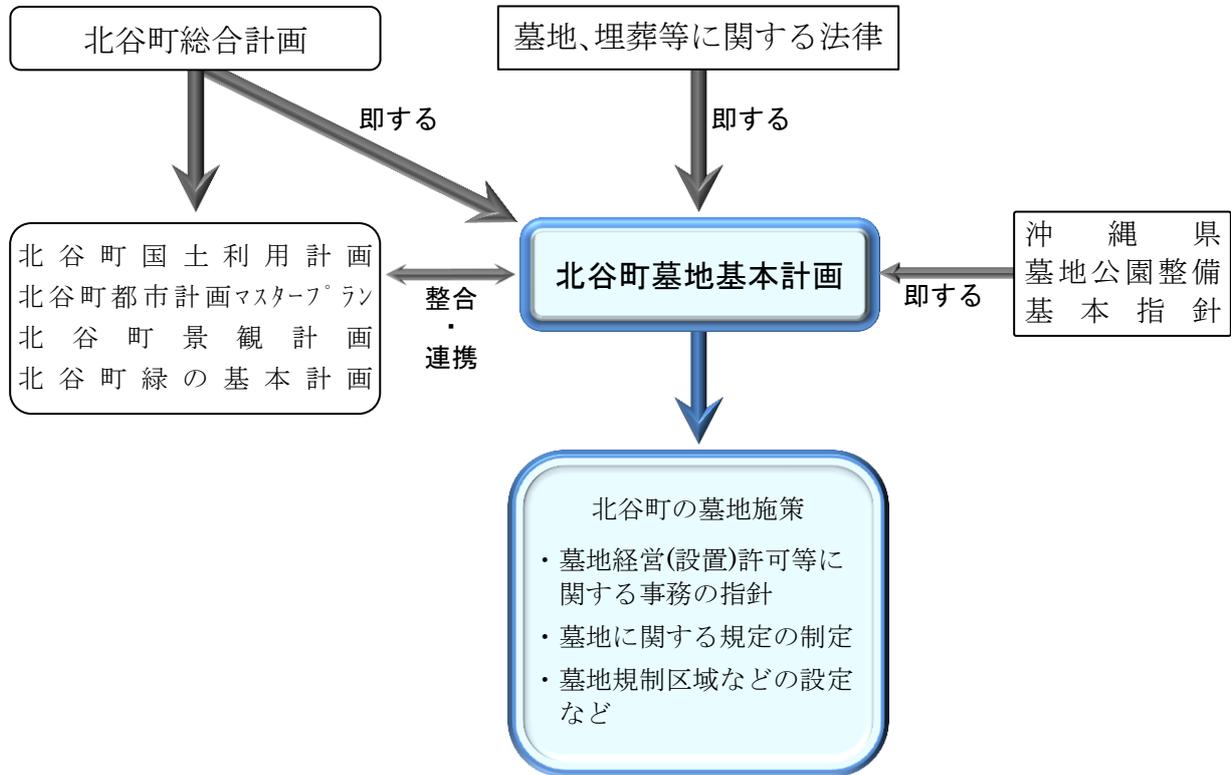
本町では、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成26年4月に沖縄県から権限移譲されており、本町の地域特性に応じた墓地施策の策定が必要となっています。

1-2 目的

本計画では、北谷町における墓地問題に的確に対応するため墓地施策の基本方針を定め、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とすることを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

北谷町墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」及び「北谷町総合計画」などの関連計画に基づき、本町における墓地施策の基本方針を定めるものです。



1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度(2015 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの 10 年間とします。なお、計画の進行状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。

1-5 用語の定義

墓地及び墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』：「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設。
- ・『墓地』：「墓地」とは、「墳墓」を設置するために県知事^{*}の許可を受けた区域。

^{*}北谷町では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成 26 年 4 月に沖縄県から権限移譲されているため『北谷町長』の許可となります。

1-6 関連計画

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月 沖縄県)

『沖縄県墓地公園整備基本指針』は、市町村による墓地整備の基本計画の策定、推進及び墓地行政の円滑な実施を図ることを目的とし、沖縄県における望ましい墓地の在り方などが示されています。

沖縄県墓地公園整備基本指針では、「墓地の永続的管理の必要性、墓地の健全な経営の確保という観点より、墓地の経営主体は市町村などの地方公共団体により運営されるべきである」、「個人墓地については、例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである」と示されています。

4 沖縄県における望ましい墓地のあり方

(1) 伝統的な墓地・墳墓への対応のあり方

(省略)

(2) 生活衛生、環境保全及び景観形成への対応のあり方

ア 適正な管理運営のあり方

(省略)

イ 墓地の設置場所と公共施設及び住宅等との関係

墓地の設置場所については、県細則において主要道路や河川から30m以上離れていること、公共的施設及び民家から100m以上離れていることとされている。その他水源を汚染するおそれがない場所であることや地滑り防止区域等の危険区域には設置しないこと等が規定されている。

限られた県土において、必要な墓地の確保という観点から一律な規制は困難であるが、景観に配慮した墓地の整備、墓地の公園化や防災避難場所としての活用等、地域において墓地整備への同意形成を図ることにより、柔軟に対応していくことが必要である。

(3) 伝統的な墓地・墳墓と生活衛生、環境保全等との整合性のあり方

門中墓の共同墓においても、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の維持を考慮しなければならない。地域における慣習や墓地に関する住民感情、土地利用計画等を考慮した判断が求められる。

また、未婚者や子供を持たない夫婦の増加及び少子化にともない、墓地の継承が行われなくなっていく事例が増え、将来的には、地縁、血縁に基づかない共同墓地の増加が予想される。墓地の永続性はもちろん、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の確保を考えた場合には、そうした共同墓は個人墓地としてではなく、市町村墓地内への設置を考えていく必要がある。

(4) 今後の墓地整備のあり方

県内の墓地の現状と課題を踏まえると、今後の墓地整備は、住民ニーズに応えられる適正に管理された墓地の適正価格での提供や墓地需要増加へ充分対応できる供給体制の確立を図らねばならず、さらに将来増加が予想される無縁墳墓や個人墓地への対策も考慮して整備を進めて行かなければならない。

したがって、今後の墓地整備は、次のとおり、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については原則として認めず、例外的な場合のみ許可することとし、併せて墓地行政の実効性のある指導や規制強化を図るために「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化の検討を進めていく必要がある。

ア 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地等を利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。

イ 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同的な団体が経営する共同墓地は、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

ウ 個人墓地の規制のあり方

個人墓地については、公営墓地の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである。個人墓地を広く認めると墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

したがって、公営墓地の整備を図り、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制を強化する。さらに、無許可の個人墓地が設置されないよう、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性のある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

(沖縄県墓地公園整備基本指針から抜粋)

(2) 第五次北谷町総合計画基本構想(平成25年9月 北谷町)

『第五次北谷町総合計画基本構想』は、本町のまちづくりの基本的な理念であり、本町の目指す新しい将来像が示されています。

『第五次北谷町総合計画基本構想』において、本計画に関連する事項としては、「まちづくりの目標4 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち」の〈施策23 適正な土地利用の誘導〉となります。

本施策では、各種関連法及び条例に基づき、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、墓地の適正配置などを行うことで、快適な生活空間の創出を目指すと示されています。

3 まちづくりの目標

(1) 分野別目標

まちづくりの目標4 誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち
～『街づくり・防災・防犯』～

<施策23 適正な土地利用の誘導>

各種関連法及び条例に基づき、地区特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、**墓地の適正配置等**を行うことで、快適な生活空間の創出を目指します。

(第五次北谷町総合計画基本構想から抜粋)

(3)北谷町都市計画マスタープラン(平成19年3月 北谷町)

『北谷町都市計画マスタープラン』は、「全体構想」、「地域別構想」、「戦略的重点プロジェクト」、「実現化方策」から構成されています。

全体構想では、「都市づくりの将来都市像」、「都市づくりの基本目標」、「都市づくりの基本方針」が示されており、地域別構想では、地域別ワークショップや地域別まちづくりアンケートをとおして、町民から見た地域の課題を把握し、地域別構想が示されています。

また、実現化方策では、全体構想、地域別構想などで位置づけた施策を実現するための基本的な枠組み、ルールづくりなどの考え方が示されています。

墓地に関しては、「本町の土地の有効活用や良好な住環境づくりを図るため、公衆衛生やその他公共の福祉に配慮した墓地建設の促進や墓地の集約化を推進するとともに、町内に点在する墓地の実態把握と課題解決のための調査・研究に努め、公共事業に伴う墓地の代替地確保と墓地需要に対応するための新川墓地公園の整備を推進します。」と示されています。

なお、新川墓地公園は、整備が完了しており、平成22年9月から供用開始されています。

第2部 全体構想

第2章 都市づくりの基本方針

1 土地利用・市街地整備方針

基本方針

1) 合理的な土地利用の推進

(9)墓地

墓地は、古くからの風習や人口・世帯数の増加等に伴い年々増加傾向にあります。特に都市部近郊での無秩序な墓地の建設は、まちの景観を損ねるばかりか都市づくりを進める上での妨げにもなっています。

本町の土地の有効活用や良好な住環境づくりを図るため、公衆衛生やその他公共の福祉に配慮した墓地建設の促進や墓地の集約化を推進するとともに、町内に点在する墓地の実態把握と課題解決のための調査・研究に努めます。

また、公共事業に伴う墓地の代替地確保と墓地需要に対応するための新川墓地公園の整備を推進します。

(北谷町都市計画マスタープランから抜粋)

(6) 関連計画における墓地に関する事項の整理

関連計画における、墓地に関する事項を整理すると以下のようになります。

関連計画における墓地に関する事項の整理

- ① 墓地の適正配置を行う。
- ② 公衆衛生やその他公共の福祉に配慮した墓地建設の促進や墓地の集約化を推進する。
- ③ 町内に点在する墓地の実態把握と課題解決のための調査・研究に努める。

第2章 北谷町の概要

2-1 位置

北谷町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約 15km に位置し、面積は 13.93 平方キロメートルとなっています。

本町は、北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市及び北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。

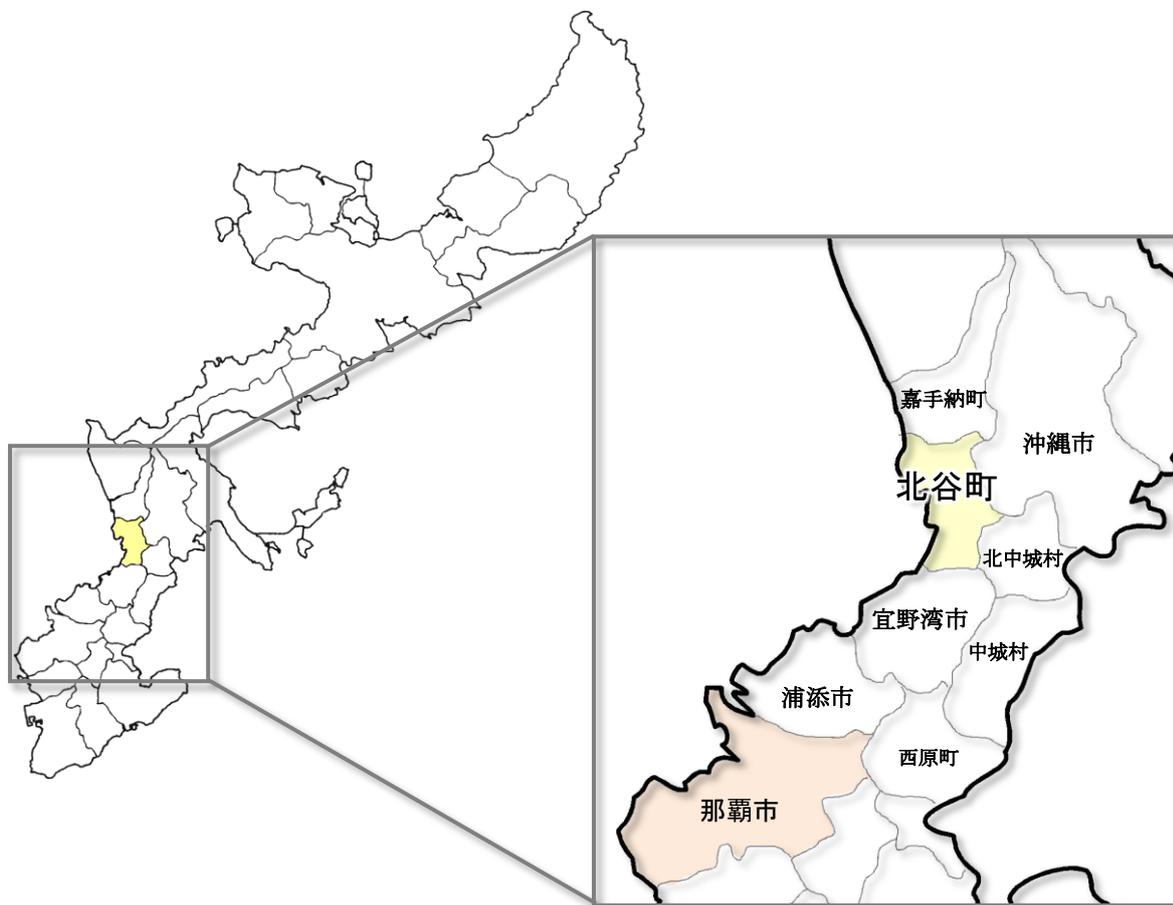


図 2.1 位置図

2-2 地理的、地形的特性など

北谷町には、西海岸側に「国道 58 号」が南北に縦断しており、「県道 23 号沖縄北谷線」、「県道 24 号線」及び「県道 130 号線」が東西に横断しています。

本町の地形は、東シナ海に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の 3 つに大別されます。

また、本町には、「普天間川」、「白比川」、の 2 つの二級河川が流れています。

町域には、米軍施設の「嘉手納飛行場」、「キャンプ桑江」、「陸軍貯油施設」及び「キャンプ瑞慶覧」があり、町域の約 53 パーセントを米軍施設が占めています。

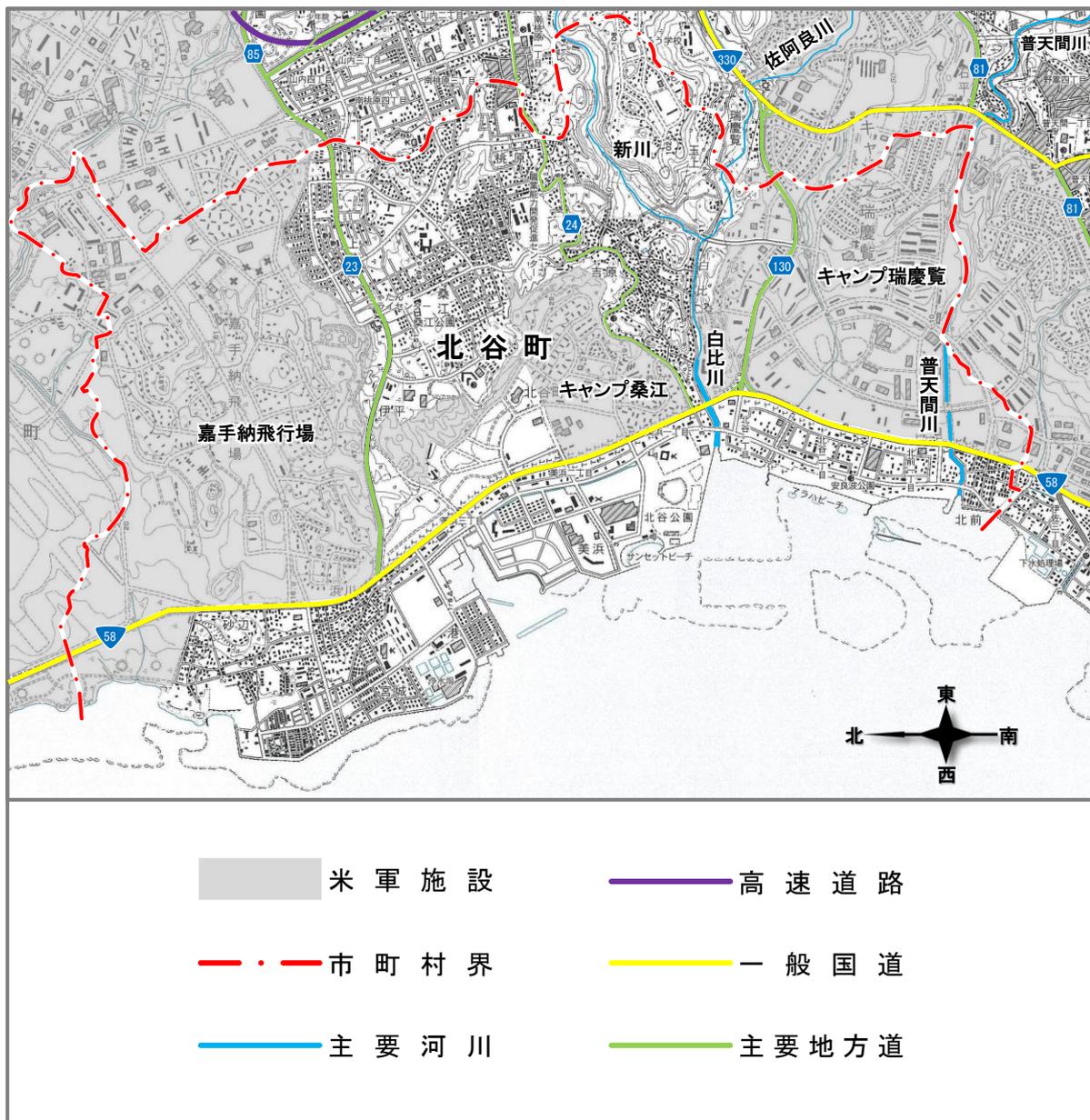


図 2.2 北谷町概要図

2-3 人口、世帯数

平成25年度における北谷町の人口は、28,593人となっており、世帯数は11,330世帯となっています。

平成21年度から平成25年度までの推移を見ると、「人口」及び「世帯数」は増加傾向にありますが、「1世帯当たりの人員」は減少傾向にあり、世帯分離による核家族化が進行していることが推測されます。

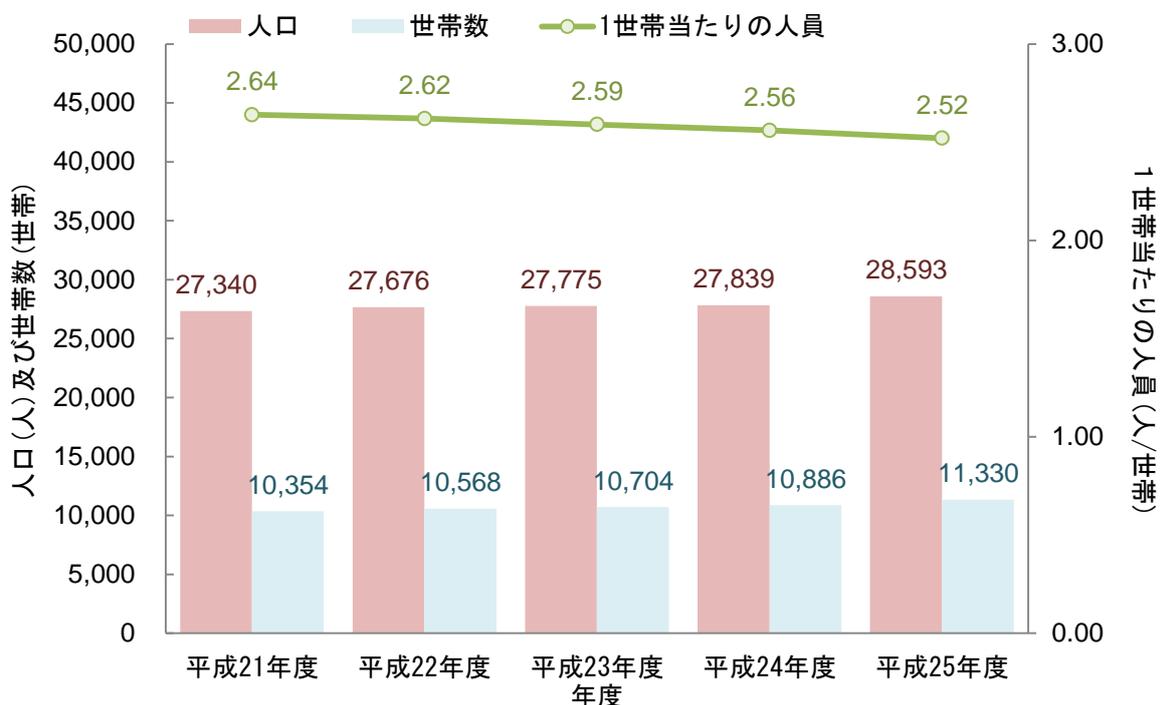


図 2.3 北谷町の「人口」及び「世帯数」の推移

表 2.1 北谷町の「人口」及び「世帯数」の推移

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人口 (人)	27,340	27,676	27,775	27,839	28,593
世帯数 (世帯)	10,354	10,568	10,704	10,886	11,330
1世帯当たりの人員 (人/世帯)	2.64	2.62	2.59	2.56	2.52

※資料：住民基本台帳法による世帯人口表(北谷町ホームページ)

※各年度の値は、3月末の値です。

表 2.2 行政区別人口及び世帯数の推移

行政区	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
上勢区	人 口	4,088 人	4,165 人	4,116 人	4,171 人	4,202 人
	世 帯 数	1,435 世帯	1,469 世帯	1,451 世帯	1,493 世帯	1,521 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.85 人/世帯	2.84 人/世帯	2.84 人/世帯	2.79 人/世帯	2.76 人/世帯
桃原区	人 口	1,933 人	1,926 人	1,909 人	1,916 人	1,966 人
	世 帯 数	682 世帯	696 世帯	700 世帯	713 世帯	737 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.83 人/世帯	2.77 人/世帯	2.73 人/世帯	2.69 人/世帯	2.67 人/世帯
栄口区	人 口	2,682 人	2,714 人	2,771 人	2,776 人	2,758 人
	世 帯 数	1,022 世帯	1,029 世帯	1,047 世帯	1,062 世帯	1,061 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.62 人/世帯	2.64 人/世帯	2.65 人/世帯	2.61 人/世帯	2.60 人/世帯
桑江区	人 口	3,233 人	3,228 人	3,274 人	3,281 人	3,321 人
	世 帯 数	1,129 世帯	1,141 世帯	1,165 世帯	1,194 世帯	1,204 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.86 人/世帯	2.83 人/世帯	2.81 人/世帯	2.75 人/世帯	2.76 人/世帯
謝苺区	人 口	2,363 人	2,370 人	2,367 人	2,312 人	2,277 人
	世 帯 数	919 世帯	933 世帯	937 世帯	922 世帯	917 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.57 人/世帯	2.54 人/世帯	2.53 人/世帯	2.51 人/世帯	2.48 人/世帯
北玉区	人 口	1,098 人	1,079 人	1,066 人	1,066 人	1,126 人
	世 帯 数	420 世帯	418 世帯	422 世帯	431 世帯	446 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.61 人/世帯	2.58 人/世帯	2.53 人/世帯	2.47 人/世帯	2.52 人/世帯
宇地原区	人 口	1,276 人	1,257 人	1,221 人	1,194 人	1,210 人
	世 帯 数	543 世帯	529 世帯	520 世帯	519 世帯	534 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.35 人/世帯	2.38 人/世帯	2.35 人/世帯	2.30 人/世帯	2.27 人/世帯
北前区	人 口	2,496 人	2,508 人	2,510 人	2,523 人	2,681 人
	世 帯 数	1,111 世帯	1,116 世帯	1,143 世帯	1,154 世帯	1,270 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.25 人/世帯	2.25 人/世帯	2.20 人/世帯	2.19 人/世帯	2.11 人/世帯
宮城区	人 口	3,922 人	4,089 人	4,192 人	4,169 人	4,214 人
	世 帯 数	1,439 世帯	1,540 世帯	1,618 世帯	1,621 世帯	1,656 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.73 人/世帯	2.66 人/世帯	2.59 人/世帯	2.57 人/世帯	2.54 人/世帯
砂辺区	人 口	2,638 人	2,747 人	2,676 人	2,660 人	2,881 人
	世 帯 数	1,050 世帯	1,084 世帯	1,048 世帯	1,062 世帯	1,164 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.51 人/世帯	2.53 人/世帯	2.55 人/世帯	2.50 人/世帯	2.48 人/世帯
美浜区	人 口	1,611 人	1,593 人	1,673 人	1,771 人	1,957 人
	世 帯 数	604 世帯	613 世帯	653 世帯	715 世帯	820 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.67 人/世帯	2.60 人/世帯	2.56 人/世帯	2.48 人/世帯	2.39 人/世帯
合計	人 口	27,340 人	27,676 人	27,775 人	27,839 人	28,593 人
	世 帯 数	10,354 世帯	10,568 世帯	10,704 世帯	10,886 世帯	11,330 世帯
	1世帯当たりの の人員	2.64 人/世帯	2.62 人/世帯	2.59 人/世帯	2.56 人/世帯	2.52 人/世帯

※資料：住民基本台帳法による世帯人口表(北谷町ホームページ)

※各年度の値は、3月末日の値です。

年齢三区分別人口の推移では、年少人口(15歳未満)の構成比は減少、生産年齢人口(15～64歳)の構成比は横ばいで推移しているのに対し、老年人口(65歳以上)の構成比は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることが推測されます。

表 2.3 北谷町の「年齢三区分別人口」の推移

年	年少人口 【15歳未満】	生産年齢人口 【15～64歳】	老年人口 【65歳以上】	総数
平成2年	5,340 (25.8%)	13,666 (66.0%)	1,709 (8.2%)	20,730 (100%)
平成7年	5,527 (23.3%)	15,773 (67.0%)	2,300 (9.7%)	23,737 (100%)
平成12年	5,434 (21.3%)	16,835 (67.3%)	2,909 (11.4%)	25,554 (100%)
平成17年	5,392 (20.1%)	17,599 (65.8%)	3,796 (14.1%)	26,848 (100%)
平成22年	5,034 (18.6%)	17,717 (65.3%)	4,360 (16.1%)	27,111 (100%)

※資料：国勢調査

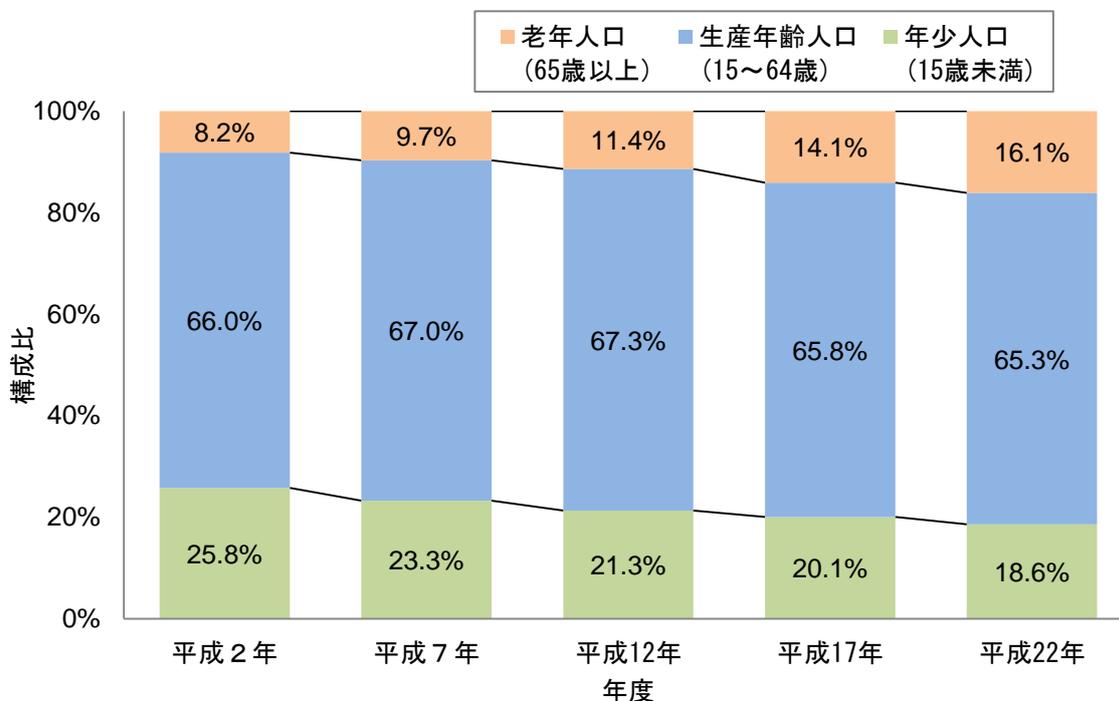


図 2.4 北谷町の「年齢三区分別人口」の推移

2-4 産業

北谷町の事業所数は、1,329 事業所で、最も多い産業は「卸売業, 小売業」となっており、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」となっています。

表 2.4 北谷町の事業所数

(単位：事業所)

産業分類	平成 21 年	平成 24 年
全産業	1,400	1,329
農林漁業	1	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
建設業	88	71
製造業	33	22
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	19	14
運輸業, 郵便業	21	19
卸売業, 小売業	383	368
金融業, 保険業	20	21
不動産業, 物品賃貸業	149	149
学術研究, 専門・技術サービス業	45	36
宿泊業, 飲食サービス業	249	249
生活関連サービス業, 娯楽業	179	167
教育, 学習支援業	58	57
医療, 福祉	72	72
複合サービス事業	6	5
サービス業 (他に分類されないもの)	77	78

※資料：経済センサス

第3章 墓地等の現況

3-1 墓地と集落の変遷

沖縄戦以前には、北谷町域には 23 の集落がありました。終戦直後に米軍により町全域が接収されたため、多くの住民が戦前の集落から別の地域に移転を余儀なくされました。

終戦から数年後に桃原地域、謝苺地域の一部の土地が返還され、住宅地が形成されました。昭和 48 年(1973 年)には、米軍施設以外の土地に住宅地が広がり、現在に至っています。

墓地についても戦前の集落と同様に移転を余儀なくされました。

このように北谷町では、利用できる町域が限られた中で住宅地と墓地を形成したために、住宅地と近接して墓地がある現在の状況に至っています。



図 3.1.1 大正 8 年(1919 年)時の北谷町

※資料:北谷町公文書館 北谷村地形図

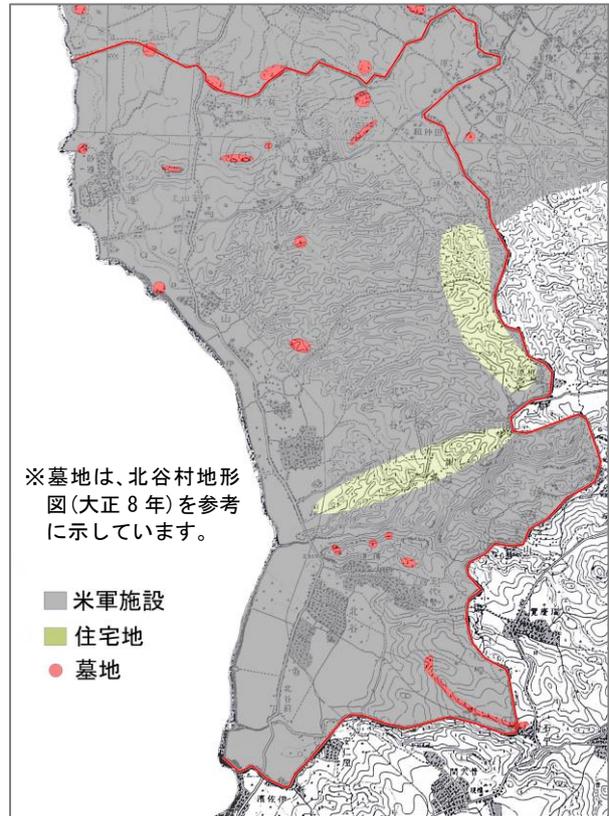


図 3.1.2 戦時中の北谷町域(1945年2月)

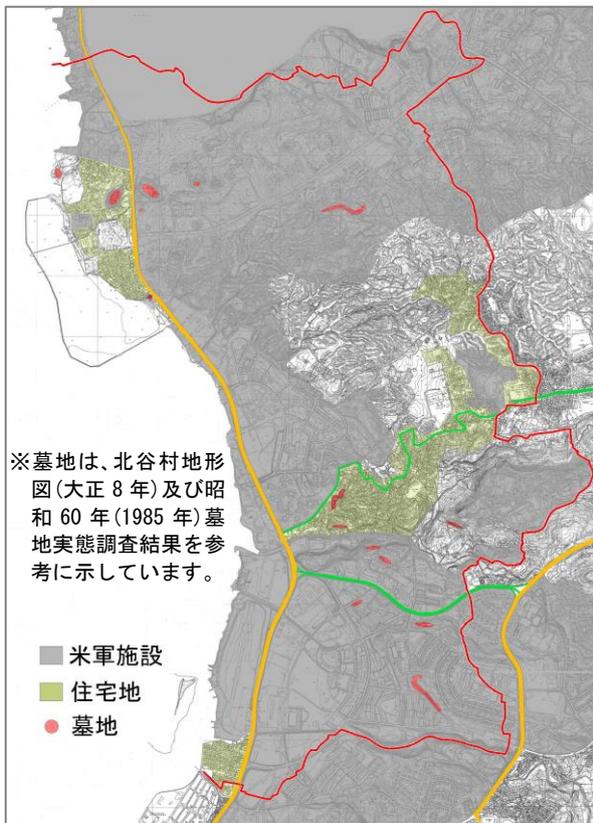
※資料:「北谷町の地名 -戦前の北谷町の姿-」平成18年3月 北谷町教育委員会



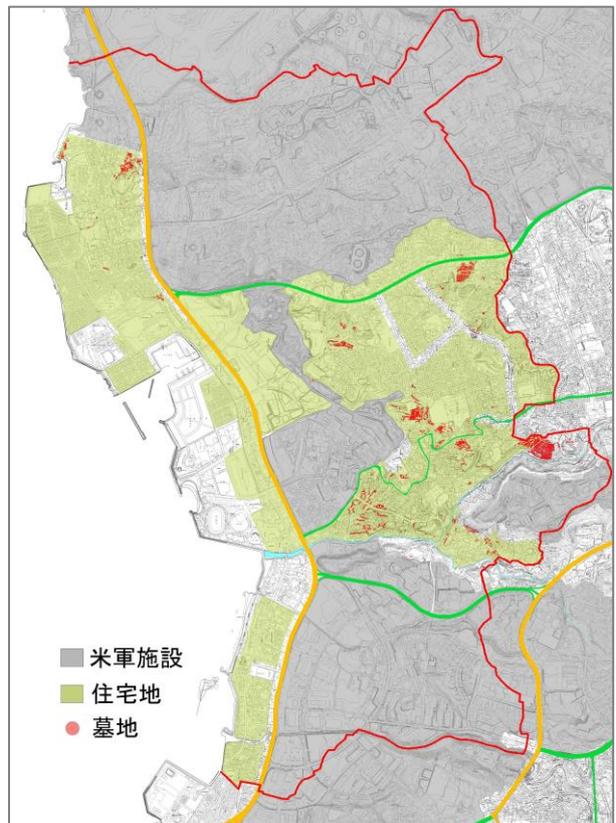
大正8年(1919年)の集落と墓地
※資料:北谷町公文書館 北谷村地形図



戦後の住宅地と墓地
※資料:北谷町公文書館 北谷村地形図



昭和46年(1971年)の住宅地と墓地
※資料:昭和46年(1971年)国土地理院地形図



平成26年(2014年)の住宅地と墓地
※平成26年の住宅地は、都市計画図の住居専用地域・住居地域を表示しています。

図 3.1.3 墓地と集落の変遷

※詳細については、「資料編V 墓地と集落の変遷」(96～99頁)を参照

3-2 墓地実態調査結果

3-2-1 調査方法

墓地実態調査は、地形図や住宅地図などの既存資料を参考におおまかな墓地の位置を確認し、調査員が現地にて調査票の調査項目に従い、墳墓の形態(デザイン)、素材、面積などの調査項目を調査し、当該墓地を地図上にプロットしました。また、当該墓地の状況がわかるように写真を撮影しました。

調査範囲は、米軍施設を除く北谷町域を調査しました。

墓地調査票を以下に示します。

北谷町町墓地実態調査 墓地調査票					
地図番号	墓地番号	地区	調査年月日 平成 年 月 日	銘碑	
				屋号など	〇〇之墓
1. 墓地の形態	デザイン	<input type="checkbox"/> 横穴式(山や丘等に寄り添って建立) ①洞穴墓・掘込墓 ②亀甲墓 ③破風墓・平葺墓 <input type="checkbox"/> 平地式(平地に建立) ④家型墓 ⑤塔式墓 ⑥箱型墓 <input type="checkbox"/> その他 ⑦その他()			
	墳墓の素材	<input type="checkbox"/> ①コンクリート ②琉球石灰岩 ③御影石等 ④現地地盤 ⑤その他()			
	墓地の面積 : (m × m)				
2. 墓地の規模	前庭の広さ : 墓地面積の ①約2/3 ②約1/2 ③約1/3 ④約1/4 ⑤前庭無し ⑥その他()				
3. 管理状況	<input type="checkbox"/> ①管理されていると想定される ②管理されていると想定されるがゴミ等の投棄がみられる ③何年も管理されていないと想定される ④不明				
4. 墓地の構造	<input type="checkbox"/> ①障壁又は生け垣等で境界が設けられている。 <input type="checkbox"/> ②雨水等の滞留を防止する構造となっている。 <input type="checkbox"/> ③墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。 <input type="checkbox"/> ④緑地がある。 <input type="checkbox"/> ⑤専用駐車場がある。 <p style="text-align: right;"><u>※複数の条件に該当する可能性がある。</u></p>				
備考					
写真撮影確認	<input type="checkbox"/> 全体状況がわかる全景写真 <input type="checkbox"/> 墳墓の詳細がわかる近景写真 <input type="checkbox"/> 銘碑の写真 <input type="checkbox"/> その他				

※この調査票は、北谷町から委託を受けた 株式会社 沖縄チャンドラー が調査で使用しているものです。(調査期間：H26年6月～H26年9月)
 拾われた方は 株式会社 沖縄チャンドラー 電話 098-862-5871 までご連絡下さい(未記入の場合は破棄してかまいません)。

図 3.2.1 墓地調査票

3-2-2 墓地台帳の作成

墓地調査票を基に、調査した墓地ごとに墓地台帳を作成しました。
墓地台帳に整理した項目は、下記のとおりです。

(1) 地図番号

墓地分布図での地図番号を記載しています。

(2) 墓地番号

地図の図葉内での墓地番号を記載しています。

(3) 行政区

墓地が位置する行政区を記載しています。

(4) 銘碑 屋号

銘碑に「屋号」が明記されている場合に記載しています。

(5) 銘碑 ○○之墓

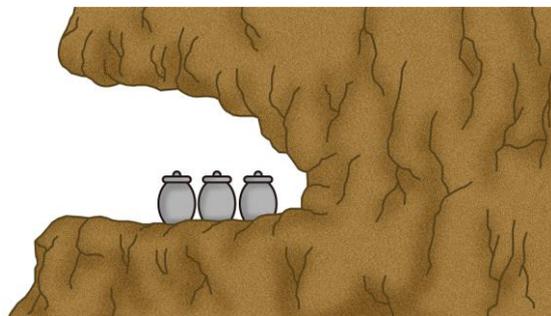
銘碑に「○○○之墓」が明記されている場合に記載しています。

(6) デザイン

デザイン(墳墓の形態)について、下記の①～⑦の種類に分類し、記載しています。

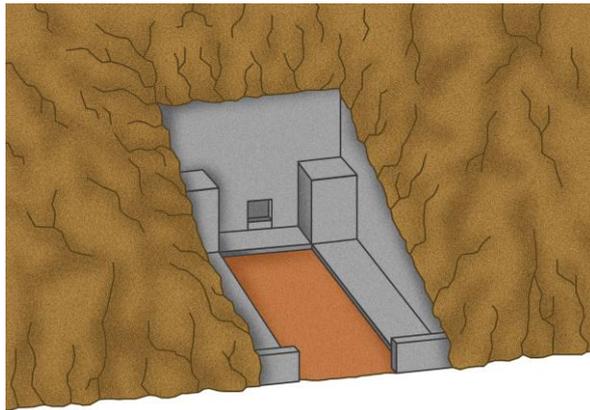
- ①横穴式：洞窟墓・堀込墓
- ②横穴式：亀甲墓
- ③横穴式：破風墓・平葺墓
- ④平地式：家型墓
- ⑤平地式：塔式
- ⑥平地式：箱型
- ⑦その他

洞窟墓：自然の洞窟を利用し、遺骨を保管しているお墓です。また、洞窟の入口を石などで閉じたものは、洞窟囲込墓又は岩穴囲込墓と呼ばれています。



洞窟墓

掘込墓：丘や斜面を彫り込んだお墓です。前面は石積や漆喰などで閉じられています。



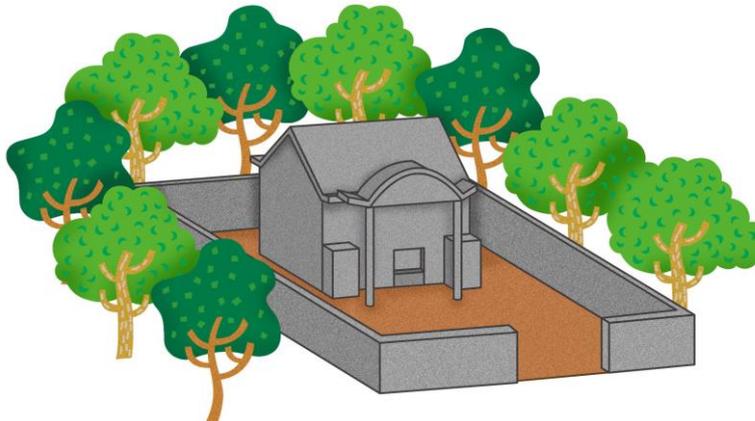
掘込墓

亀甲墓：屋根が亀の甲羅の様な形をしているお墓です。亀甲墓の形状は、母親の胎内を表しており「人間は母親の胎内から出て、一生を終えて再び胎内に入る」という中国大陸から伝わった墓地風水の思想によるものと言われています。



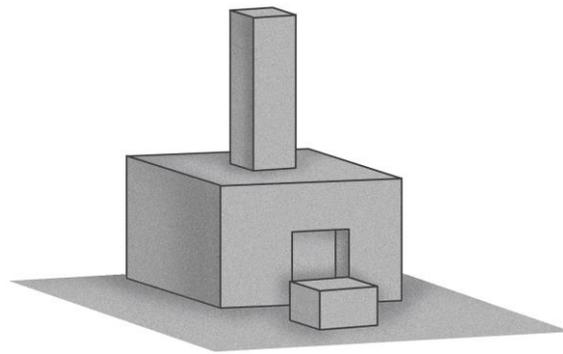
亀甲墓

家型墓：家の形をしているお墓です。近年、最も多く見られる形態です。



家型墓

塔式墓：箱型墓の上に石塔を建てたお墓です。



塔式墓

(7) 墳墓の素材

墳墓の素材について、下記の①～⑤の種類に分類し、記載しています。

- ①コンクリート ②琉球石灰岩 ③御影石等 ④現地地盤 ⑤その他

(8) 墓地の面積

墳墓の面積については、調査員が現地にて簡易計測を行い、墓地の奥行き×墓地の幅により算定した値を記載しています。

(9) 前庭の広さ

前庭の広さについては、下記の①～⑥に分類し、記載しています。

- 墓地面積の ①約2/3 ②約1/2 ③約1/3 ④約1/4
⑤その他 ⑥前庭無し

(10) 墳墓数

墳墓数については、墓地内にある小墳墓を合わせて記載しています。

(11) 管理状況

管理状況については、下記の①～④に分類し、記載しています。

- ①管理されていると想定される。
②管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。
③何年も管理されていないと想定される。
④不明

(12) 立地状況

立地状況については、下記の①～⑤に分類し、記載しています。なお、立地状況については、地図上での簡易的な確認によるものです。立地状況の分類については、下表に示すとおり、中部広域都市計画用途地域を基に分類しています。

①住居専用地域 ②住居地域 ③商業系用地 ④工業系用地 ⑤無指定地

表 3.2.1 立地状況の分類

立地状況	中部広域都市計画用途地域
① 住居専用地域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
② 住居地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
③ 商業系用地	近隣商業地域、商業地域
④ 工業系用地	準工業地域
⑤ 無指定地	用途地域の指定がされていない地域

(13) 墓地の設置場所の基準に対する適応状況

墓地の設置場所の基準に対する適応状況を、下記の①～⑤に分類し、記載しています。なお、当該適用状況については、地図上での簡易的な確認によるものです。

- ① 国道、県道、主要道路から 30m以内にある。
- ② 河川から 30m以内にある。
- ③ 公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。
- ④ 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の中にある。
- ⑤ 水源地付近にある。(水源を汚染する可能性がある。)

※「墓地の設置場所の基準」は、①～⑤に該当しないこととなっています。

※①については、国道、県道について調査しています。

(14) 墓地の構造基準に対する適応状況

墓地の構造基準に対する適応状況を、下記の①～⑤に分類し、記載しています。

- ① 障壁又は生垣等で境界が設けられている。
- ② 雨水等の滞留を防止する構造となっている。
- ③ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。
- ④ 緑地がある。
- ⑤ 専用駐車場がある。

※「墓地の構造基準」は、①～④に該当することとなっています。

(15) 備考

同じ墓地に複数の墳墓がある場合や空墓などの特記事項を記載しています。

(16) 写真

当該墓地の状況がわかる写真、銘碑の写真(銘碑がある場合)、小墳墓の写真(小墳墓がある場合)などを掲載しています。

3-2-3 調査項目ごとの集計

(1) 墳墓数及び墓地面積

墓地実態調査の結果から、北谷町内(米軍施設内を除く。)にある墳墓の数は2,925基[※]であり、平均墓地面積は、約29平方メートルとなっています。

表 3.2.2 墳墓数 及び 墓地面積

墳墓数	平均墓地面積
2,925 基 [※]	約 29 m ²

※主墳墓の側に設置されている小墳墓267基を含む。

(2) 行政区別墳墓数

行政区別墳墓数を以下に示します。

最も墳墓数が多いのは、謝苺区の1,216基(41.7%)となっており、次いで桑江区の399基(13.6%)、宇地原区の370基(12.6%)となっています。

謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があるため、墳墓数が多くなっています。

表 3.2.3 行政区別墳墓数

行政区	墳墓数(基)	構成比(%)
1. 上 勢	358	12.2
2. 桃 原	17	0.6
3. 栄 口	71	2.4
4. 桑 江	399	13.6
5. 謝 苺	1,216	41.7
6. 北 玉	167	5.7
7. 宇地原	369	12.6
8. 北 前	0	0.0
9. 宮 城	0	0.0
10. 砂 辺	328	11.2
11. 美 浜	0	0.0
合 計	2,925	100.0

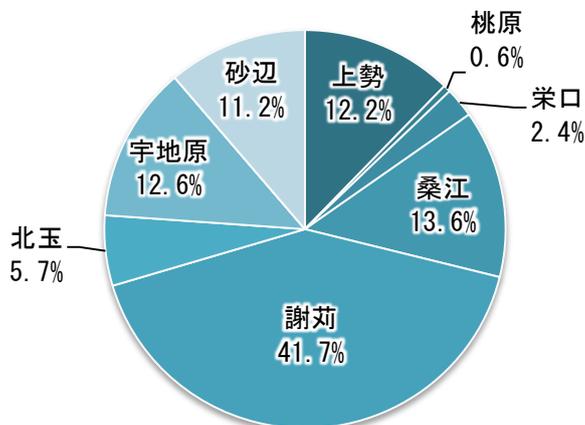


図 3.2.2 行政区別墳墓数

(3) デザイン(墳墓の形態)

デザイン別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

最も多いデザイン(墳墓の形態)は、「平地式:家型墓」の1,875基(73.1%)となっており、次いで「横穴式:破風墓・平葺墓」の425基(16.6%)、「横穴式:洞窟墓・堀込墓」の139基(5.4%)となっています。

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式:家型墓」が多いと考えられます。

表 3.2.4 デザイン別墳墓数

項目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① 横穴式:洞窟墓・堀込墓	139	5.4
② 横穴式:亀甲墓	49	1.9
③ 横穴式:破風墓・平葺墓	425	16.6
④ 平地式:家型墓	1,875	73.1
⑤ 平地式:塔式	46	1.8
⑥ 平地式:箱型	30	1.2
合計	2,564	100.0

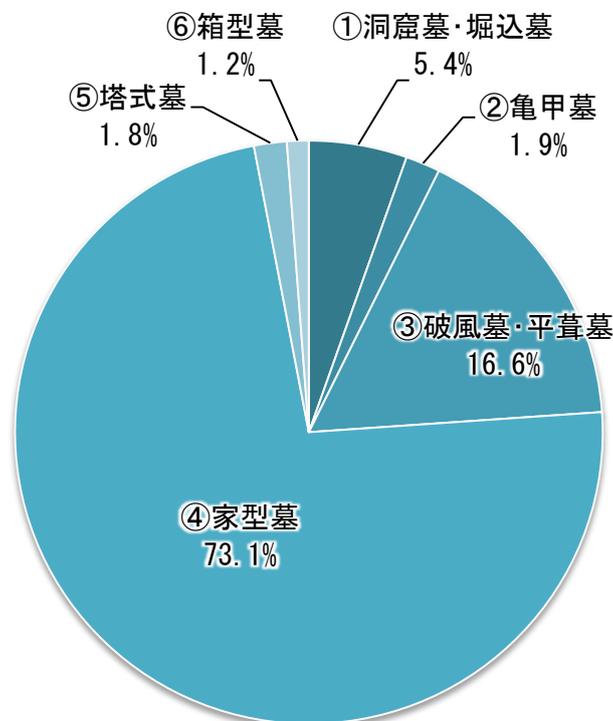


図 3.2.3 デザイン別墳墓数

(4) 墳墓の素材

素材別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

最も多い墳墓の素材は、「コンクリート」の 2,020 基(78.8%)となっており、次いで「御影石等」の 354 基(13.8%)、「琉球石灰岩」の 164 基(6.4%)となっています。

墳墓の素材については、デザイン(墳墓の形態)と同様に、戦後に建てられたものが多いため「コンクリート」が多いと考えられます。

表 3.2.5 素材別墳墓数

項目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① コンクリート	2,020	78.8
② 琉球石灰岩	164	6.4
③ 御影石等	354	13.8
④ 現地地盤	26	1.0
合計	2,564	100.0

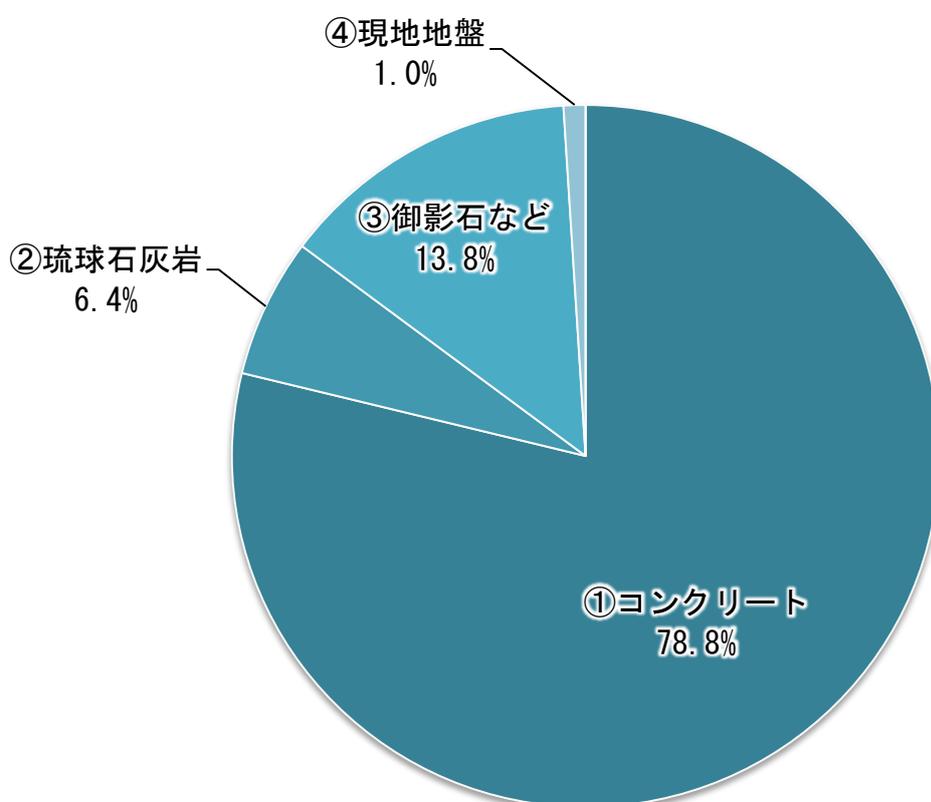


図 3.2.4 素材別墳墓数

(5) 前庭の広さ

前庭の広さ別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

墓地面積の約 1/2 の広さの前庭が 2,005 基(78.2%)と最も多く、次いで約 2/3 が 296 基(11.5%)、約 1/3 が 115 基(4.5%)となっています。

表 3.2.6 前庭の広さ別の墳墓数

項目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① 約 2/3	296	11.5
② 約 1/2	2,005	78.2
③ 約 1/3	115	4.5
④ 約 1/4	23	0.9
⑤ その他	87	3.4
⑥ 前庭無し	38	1.5
合計	2,564	100.0

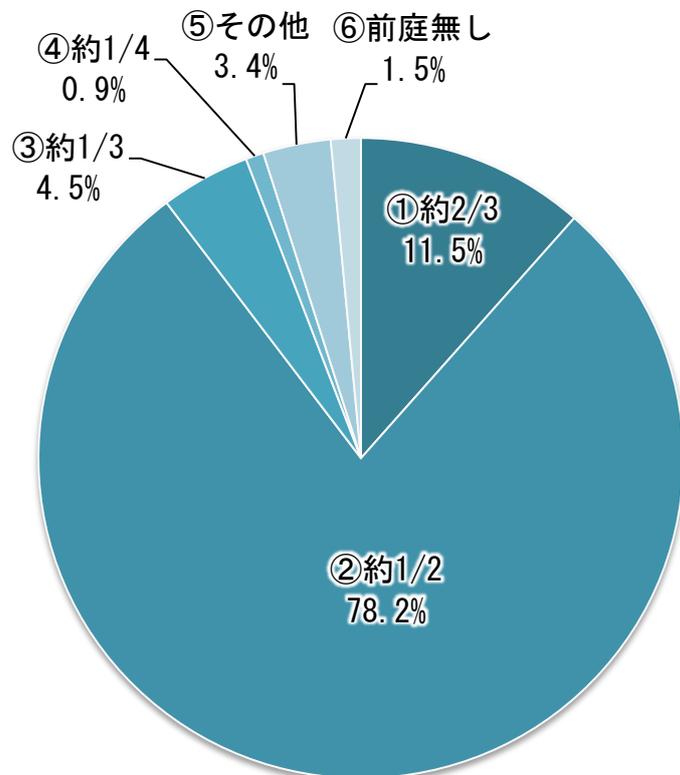


図 3.2.5 前庭の広さ別墳墓数

(6) 管理状況

管理状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

管理状況については、「管理されていると想定される」が2,461基(95.9%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

また、無縁墓の可能性が高い「何年も管理されていないと想定される」が68基(2.7%)となっています。

表 3.2.7 管理状況別の墳墓数

項目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① 管理されていると想定される。	2,461	95.9
② 管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。	33	1.3
③ 何年も管理されていないと想定される。	68	2.7
④ 不明	2	0.1
合計	2,564	100.0

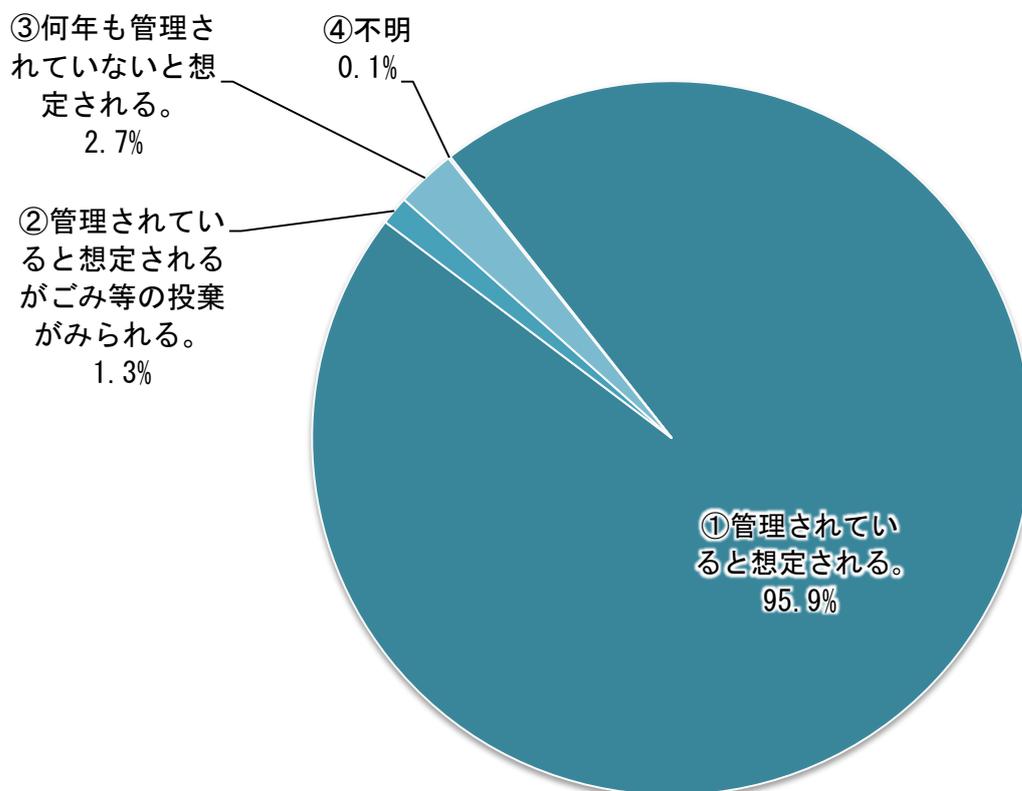


図 3.2.6 管理状況別墳墓数

(7) 立地状況

立地状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。

立地状況については、「住居専用地域」が1,735基(67.7%)と最も多く、次いで「無指定地」が590基(23.0%)、「住居地域」が233基(9.1%)となっています。

また、急傾斜地崩壊危険区域内にある墳墓は、60基となっています。

表 3.2.8 立地状況別の墳墓数

項目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① 住居専用地域	1,735	67.7
② 住居地域	233	9.1
③ 商業系用地	6	0.2
④ 無指定地	590	23.0
合計	2,564	100.0

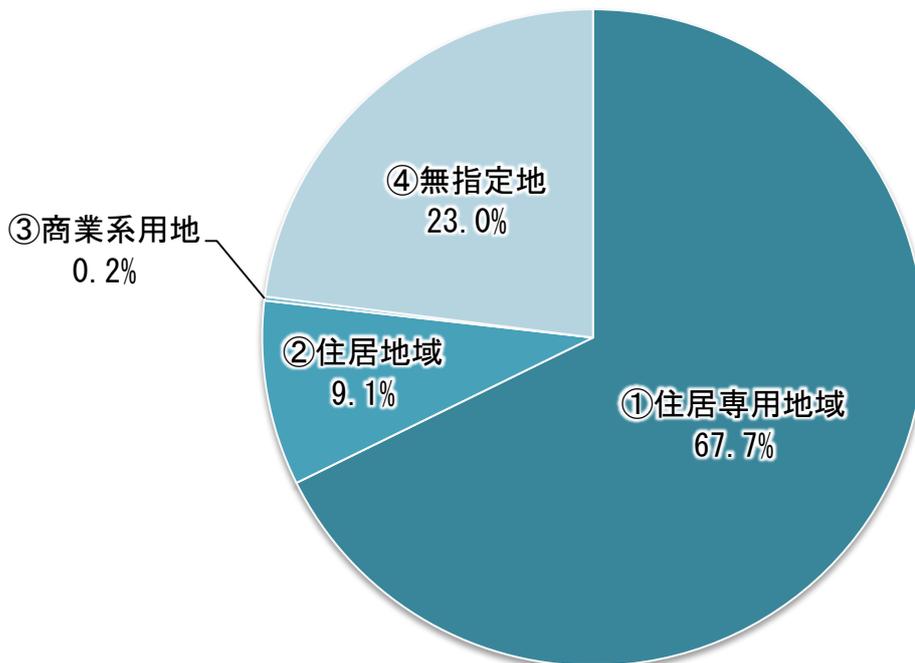


図 3.2.7 立地状況別墳墓数

(8) 墓地の設置場所の基準に対するの適応状況

墓地の設置場所の基準に対するの適応状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。なお、墓地によっては複数の項目に該当する場合があります。

墓地の設置場所の基準では、①～⑤に該当しないこととなっています。

墓地の設置場所の基準に対するの適応状況については、「③公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。」が2,096基(81.7%)と最も多く、次いで「①国道、県道、主要道路から30m以内にある。」が87基(3.4%)、「②河川から30m以内にある。」が70基(2.7%)となっています。

北谷町の墳墓は、住宅地と近接している(3-1 墓地と集落の変遷 14頁参照)ため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。」が多くなっています。

表 3.2.9 墓地の設置場所の基準に対するの適応状況別の墳墓数

項目	墳墓数※ (基)	構成比※ (%)
① 国道、県道、主要道路から30m以内にある。*	87	3.4
② 河川から30m以内にある。	70	2.7
③ 公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。	2,096	81.7
④ 地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の中にある。	60	2.3
⑤ 水源地付近にある。(水源を汚染する可能性がある。)	0	0.0

※墳墓数については、2,564基のうち該当する墳墓数を記載しています。

※構成比については、2,564基を100%とし、該当する墳墓数の構成比を表しています。

※①については、国道及び県道から30m以内にある墓地を調査した。

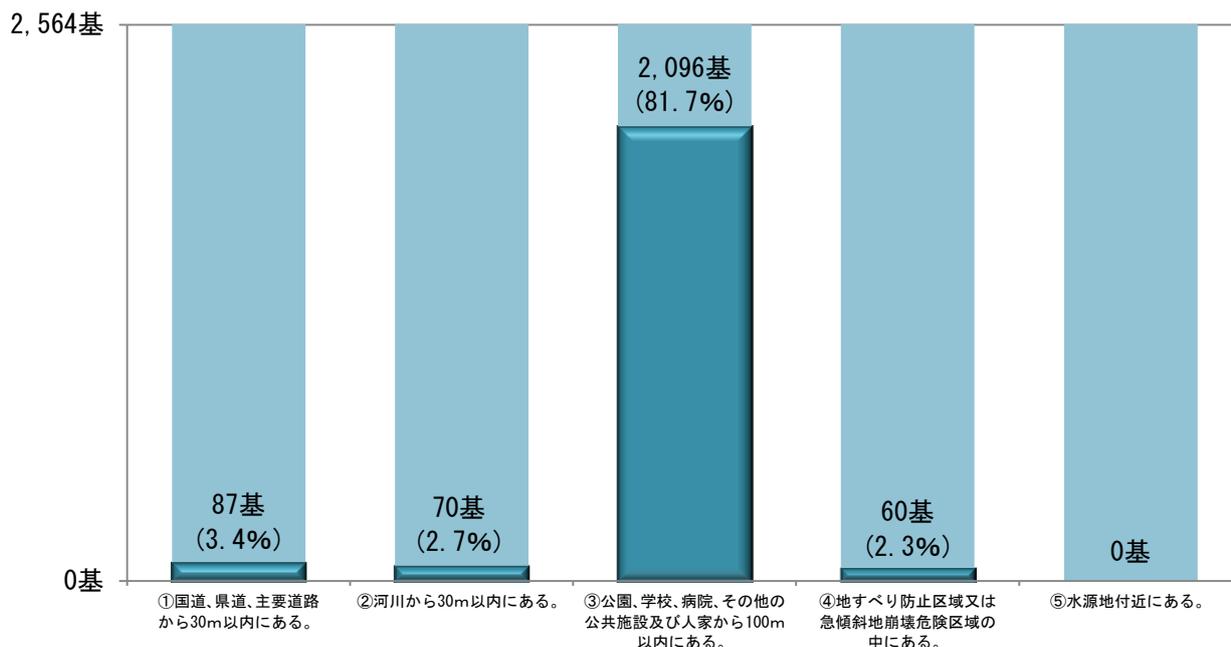


図 3.2.8 墓地の設置場所の基準に対するの適応状況別墳墓数

(9) 墓地の構造基準に対する適応状況

墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数(台帳を作成した主墳墓)を以下に示します。なお、墓地によっては複数の項目に該当する場合があります。

墓地の構造基準では、①～④に該当することとなっています。

墓地の構造基準に対する適応状況については、「①障壁又は生け垣等で境界が設けられている。」が2,498基(97.4%)と最も多く、次いで「②雨水等の滞留を防止する構造となっている。」が2,443基(95.3%)となっています。

表 3.2.10 墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数

項目	墳墓数※ (基)	構成比※ (%)
① 障壁又は生け垣等で境界が設けられている。	2,498	97.4
② 雨水等の滞留を防止する構造となっている。	2,443	95.3
③ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。	7	0.3
④ 緑地がある。	156	6.1
⑤ 専用駐車場がある。	391	15.2

※墳墓数については、2,564基のうち該当する墳墓数を記載しています。

※構成比については、2,564基を100%とし、該当する墳墓数の構成比を表しています。

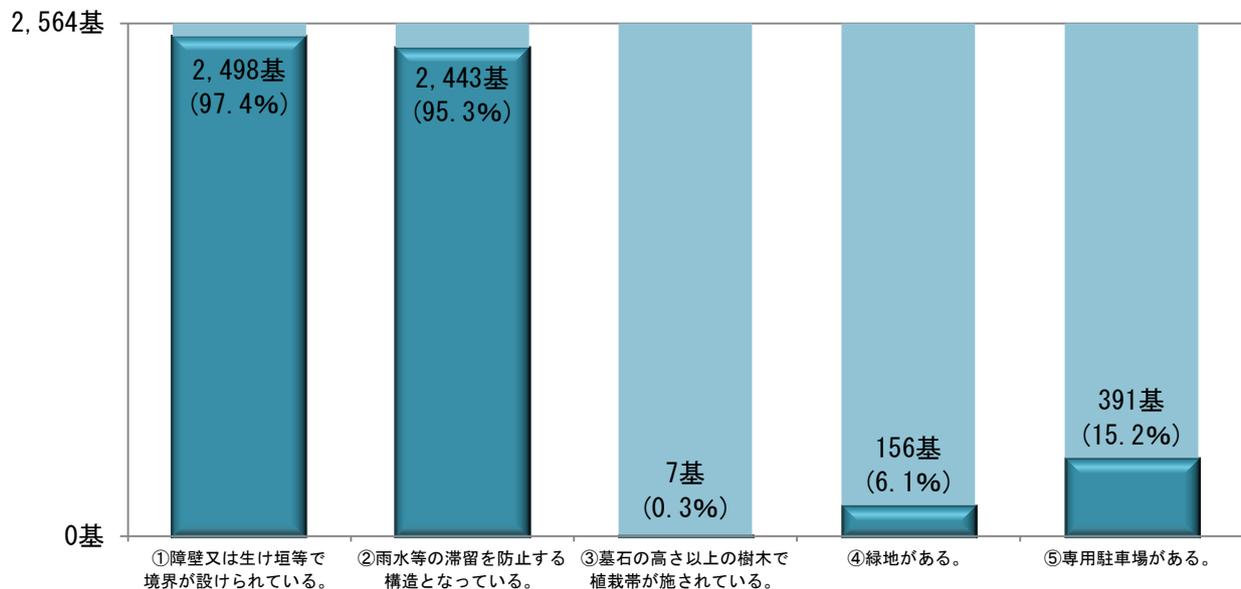


図 3.2.9 墓地の構造基準に対する適応状況別墳墓数

3-2-4 墓地分布図

(1) 墓地の分布状況

墓地分布図を以下に示します。

北谷町の墓地の分布状況は、北前区、宮城区、美浜区以外に墓地が分布しています。

上勢区、桑江区、謝荊区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。

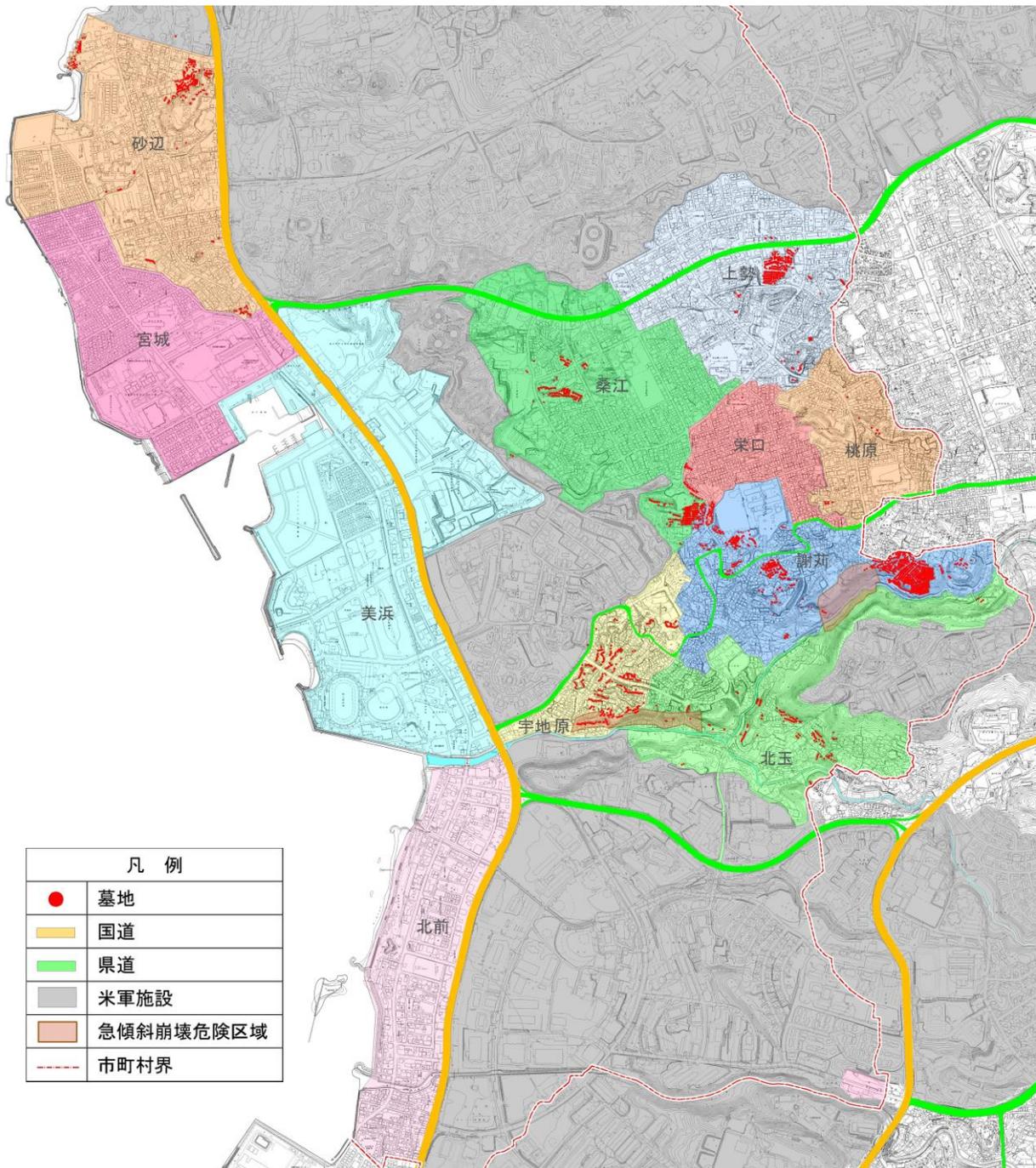


図 3. 2. 10 墓地分布図(行政区)

※詳細については、「資料編VI 墓地分布図(行政区)」(100頁)を参照

一部の墓地が集団化している上勢区、桑江区、謝苺区及び砂辺区の状況を以下に示します。



図 3. 2. 11 墓地の集団化の状況(上勢区)



図 3. 2. 12 墓地の集団化の状況(桑江区)



図 3. 2. 13 墓地の集団化の状況(桑江区 平和台霊園)



図 3. 2. 14 墓地の集団化の状況(謝苺区)



図 3. 2. 15 墓地の集団化の状況(謝苺区 うぐいす谷墓地公園)



図 3. 2. 16 墓地の集団化の状況(砂辺区)



図 3. 2. 17 墓地の集団化の状況(砂辺区)

(2) 墓地の散在化状況

北前区、宮城区及び美浜区以外の墓地のある行政区において、墓地の散在化が見られます。

墓地の散在化が見られる箇所を以下に示します。

墓地の散在化箇所については、地形や墓地周辺の土地利用状況を踏まえ、墓地の集団化している場所から離れているものについて抽出しています。

墓地の散在化箇所における墳墓数は、103基(小墳墓17基含む)となっています。

抽出した墓地の散在化箇所の中には、今後、隣接して墓地が設置される可能性がある箇所(図3.2.16 墓地分布図(謝苅区)、図3.2.17 墓地分布図(北玉区)参照)があります。



図 3.2.18 墓地分布図(上勢区)

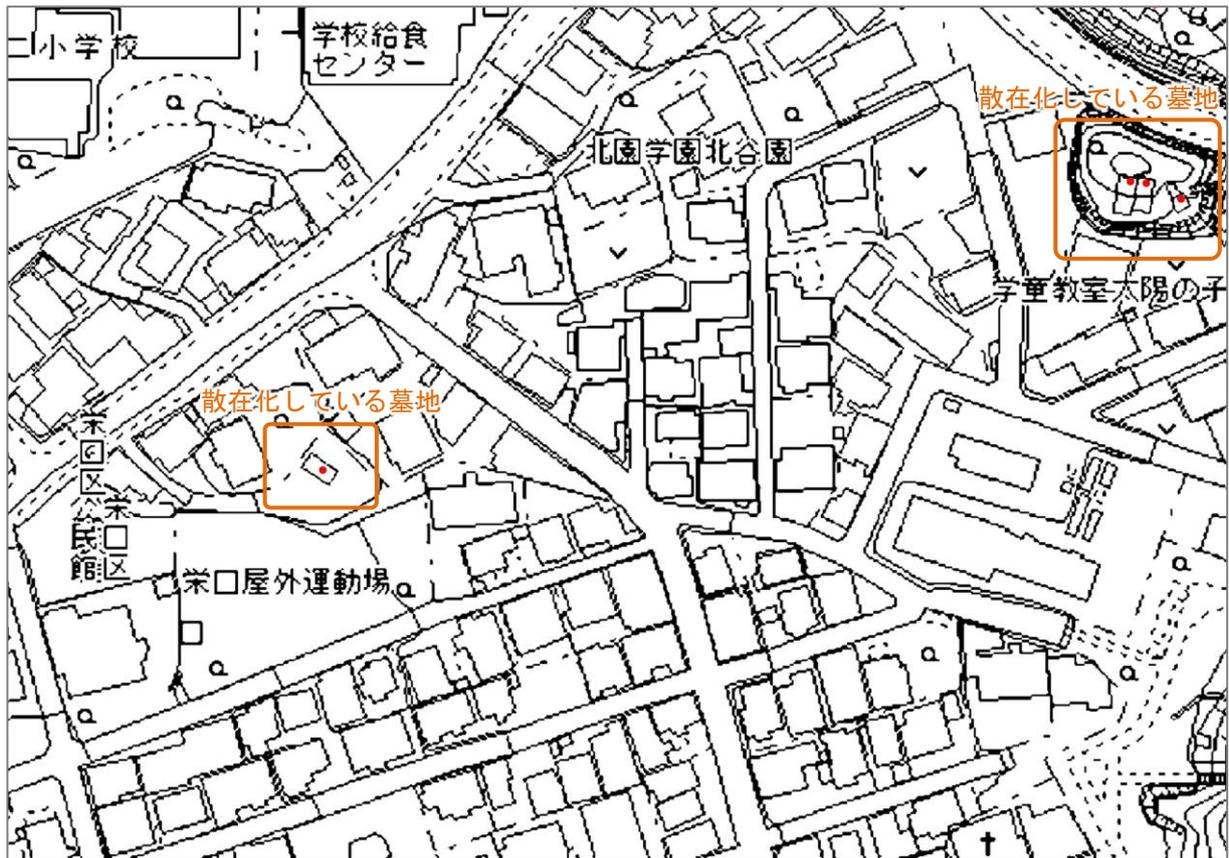


図 3. 2. 19 墓地分布図(上勢区・栄口区)



図 3. 2. 20 墓地分布図(桃原区)

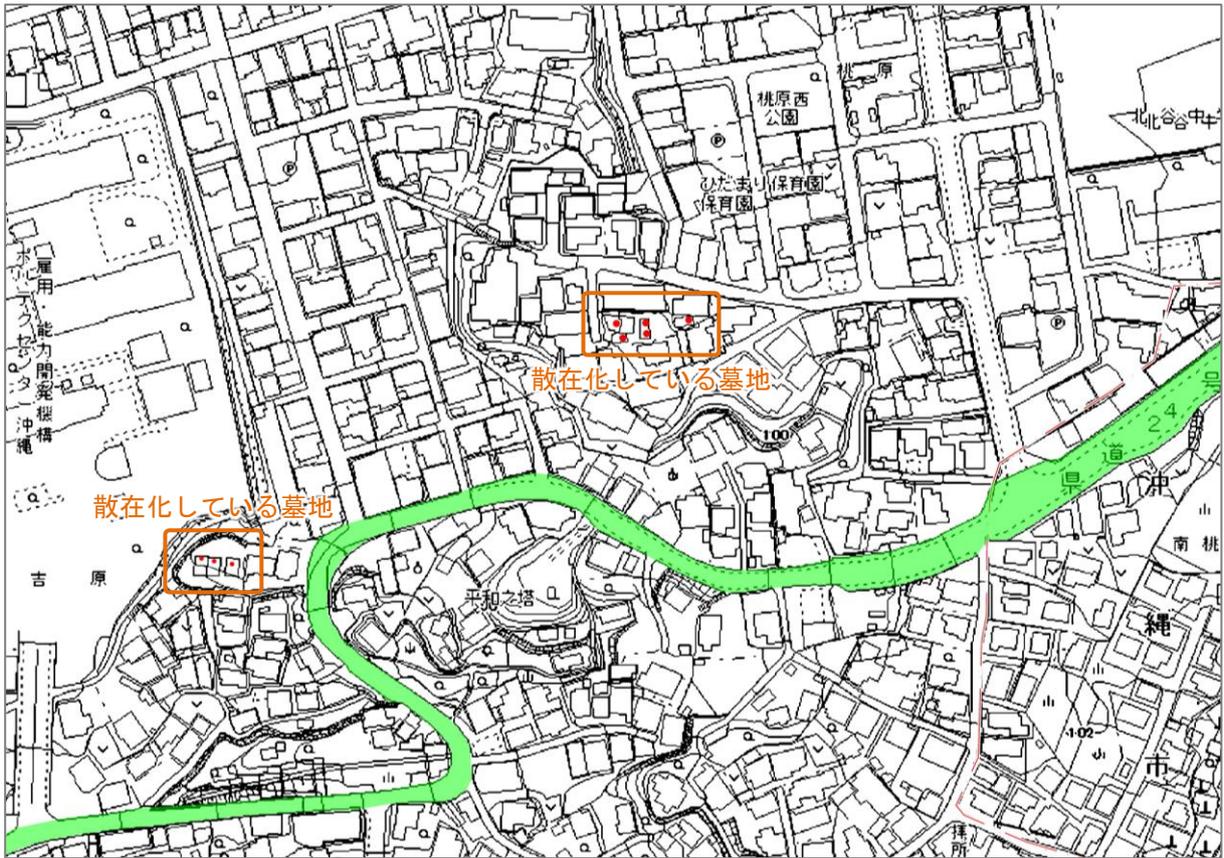


図 3. 2. 21 墓地分布図(桃原区・謝苺区)

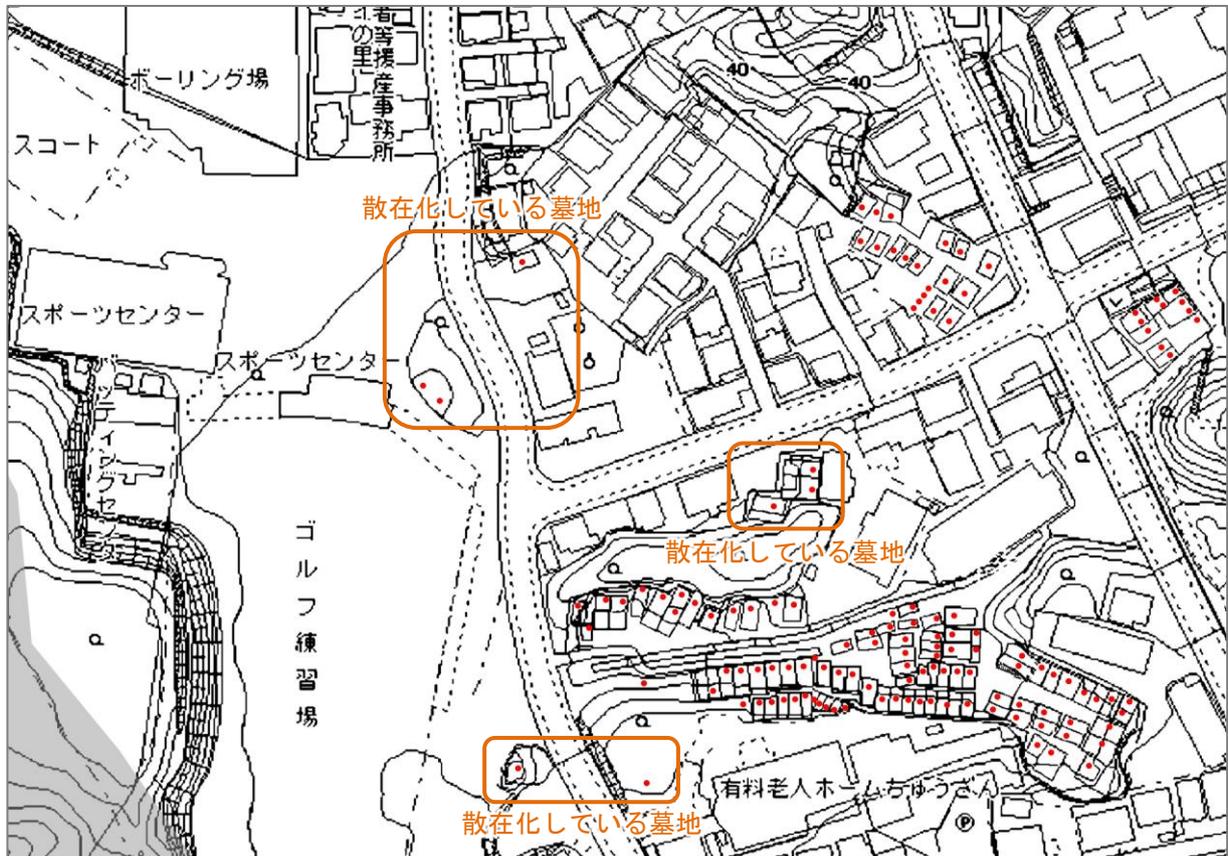


図 3. 2. 22 墓地分布図(桑江区)

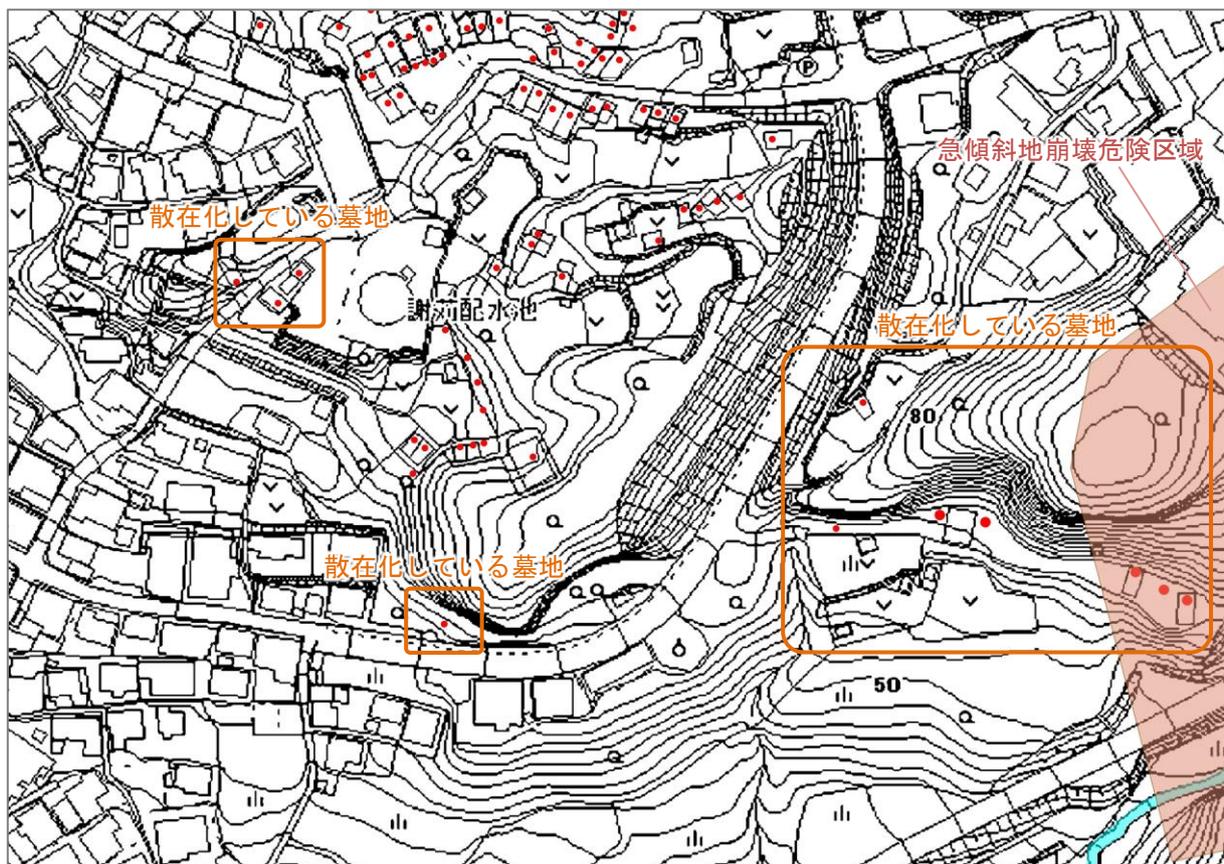


図 3. 2. 23 墓地分布図(謝苺区)

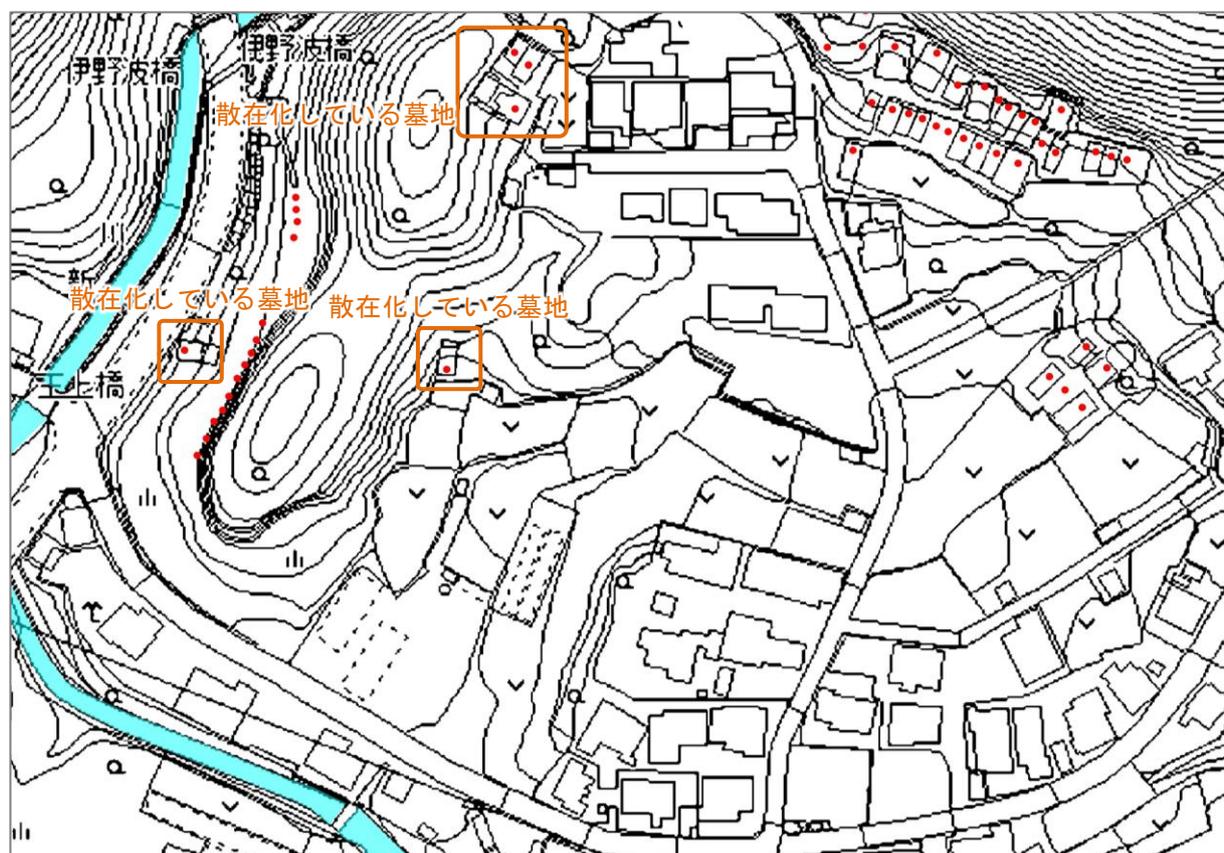


図 3. 2. 24 墓地分布図(北玉区)



図 3. 2. 25 墓地分布図(北玉区・宇地原区)



図 3. 2. 26 墓地分布図(宇地原区)

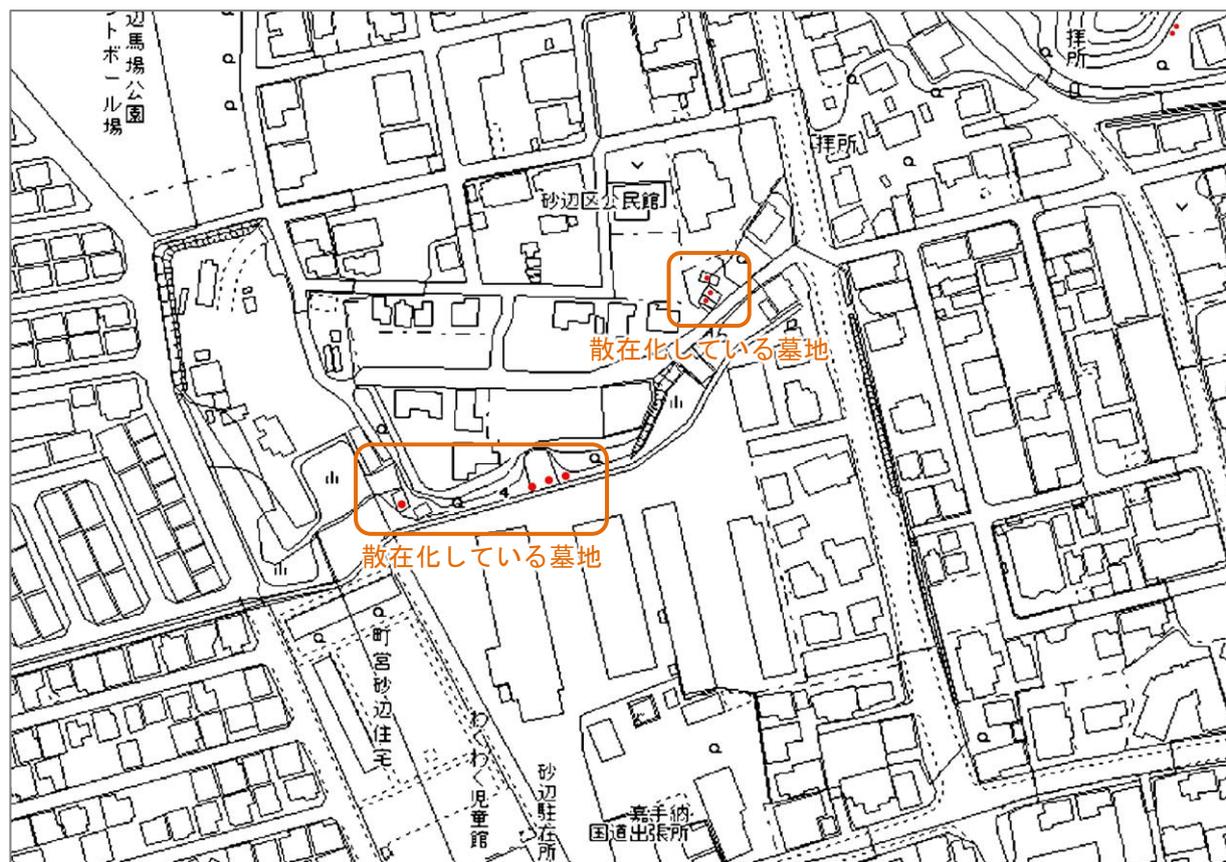


図 3. 2. 27 墓地分布図(砂辺区)



図 3. 2. 28 墓地分布図(砂辺区)

3-2-5 墓地実態調査結果 総括

墓地実態調査結果から、北谷町の墓地の現況特性は、以下のとおりです。

(1) 墳墓数

過去の北谷町による墓地実態調査の調査結果及び本業務での調査結果を下表に示します。

米軍施設内及び小墳墓を除いた墳墓数は、昭和60年(1985年)から平成8年(1996年)の10年間では387基(約38基/年)増加しており、平成8年(1996年)から平成26年(2014年)の17年間では526基(約30基/年)の増加となっています。

表 3.2.11 北谷町の墳墓数

調査年	墳墓数	備考
昭和60年(1985年)	1,745基 (米軍施設内を除く)	調査結果 2,517基のうち 米軍施設内の墓地 770基
平成8年(1996年)	2,132基 (米軍施設内を除く)	調査結果 2,904基のうち 米軍施設内の墓地 770基
平成26年(2014年)	2,658基 (小墳墓を除く)	調査結果 2,925基のうち 小墳墓 267基

※平成26年の調査では、米軍施設内での調査は行っていません。

(2) 墓地の集団化

北谷町の墓地の分布状況は、謝苺区、桑江区、砂辺区及び上勢区に「墓地の集団化」が見られます。(30頁参照)

「墓地の集団化」が見られる、謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があり、上勢区には、米軍施設からの移転による墓地があります。

なお、町内の墓地公園などは、現在管理者がいないため、各墳墓の所有者が管理しており、実質的には個人墓となっています。

(3) 墓地の散在化

北谷町内には、「墓地の散在化」が見られる箇所があります。(31～36 頁参照)

墓地の散在化が見られる箇所では、今後、隣接して墓地が設置される可能性がある箇所があります。

(4) デザイン(墳墓の形態)及び素材

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式：家型墓」が最も多く、素材も「コンクリート」が最も多くなっています。(23、24 頁参照)

(5) 管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が2,461基(95.9%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。(26 頁参照)

しかし、清明祭などの後にごみの投棄が見られ衛生上問題となる箇所があります。

(6) 墓地の設置場所

北谷町の墳墓は、住宅地と近接している(3-1 墓地と集落の変遷 14 頁参照)ため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から100m以内にある。」が2,096基(81.8%)と全体の約8割を占めています。(28 頁参照)

3-3 住民調査結果

3-3-1 調査方法

墓地については、地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見などを把握するために、平成22年に「墓地に関する住民調査(アンケート調査)」が実施されています。

住民調査(アンケート調査)は、北谷町の各行政区の自治会長により、調査票を配布し、回収は郵送回収としています。

住民調査(アンケート調査)の概要は、以下のとおりです。

①調査期間

平成22年1月25日から平成22年2月12日まで

②調査対象

北谷町内の一般世帯

③配布・回収方法

配布：各行政区の自治会長により配布

回収：郵送法

④アンケート調査票の配布・回収状況

- ・総配布数：3,000票
- ・回収数：665票
- ・回収率：22.2%

各質問の回答結果は、「資料編Ⅱ 住民調査(アンケート調査)結果 71頁」を参照。

3-3-2 住民調査(アンケート調査)結果 総括

(1)お墓の取得状況

お墓の取得状況については、「北谷町内に利用できるお墓がある」が31.5%となっており、北谷町内にお墓を建設する予定がある「利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である」と「利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である」の合計は、13.7%となっています。

北谷町内に利用できるお墓がある行政区は、墓地実態調査結果(行政区別墳墓数)と同様に、謝苺区が最も多い結果となっています。

また、お墓を建設したい行政区では、謝苺区、砂辺区が最も多い結果となっています。

北谷町内にご家族が 利用できるお墓 はありますか？

選択肢	回答	割合
1 北谷町内に利用できるお墓がある	210 票	31.5 %
2 利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である	12 票	1.8 %
3 利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である	79 票	11.9 %
4 町外でお墓を建設する予定である	41 票	6.2 %
5 利用できるお墓はなく、建設する予定もない	185 票	27.8 %
6 その他	127 票	19.1 %
無回答	11 票	1.7 %
合計	665 票	100.0 %

北谷町内に利用できるお墓がある行政区

行政区	回答	割合
1 上 勢	27 票	12.9 %
2 桃 原	15 票	7.1 %
3 栄 口	5 票	2.4 %
4 桑 江	17 票	8.1 %
5 謝 苺	58 票	27.5 %
6 北 玉	17 票	8.1 %
7 宇地原	25 票	11.9 %
8 北 前	0 票	0.0 %
9 宮 城	1 票	0.5 %
10 砂 辺	44 票	21.0 %
11 美 浜	0 票	0.0 %
無回答	1 票	0.5 %
合計	210 票	100.0 %

お墓を建設したい行政区

行政区	回答	割合
1 上 勢	8 票	8.8 %
2 桃 原	7 票	7.7 %
3 栄 口	2 票	2.2 %
4 桑 江	12 票	13.1 %
5 謝 苺	17 票	18.7 %
6 北 玉	8 票	8.8 %
7 宇地原	7 票	7.7 %
8 北 前	0 票	0.0 %
9 宮 城	1 票	1.1 %
10 砂 辺	17 票	18.7 %
11 美 浜	3 票	3.3 %
無回答	9 票	9.9 %
合計	91 票	100.0 %

(2) 今後のお墓のあり方について

今後の「墓地の様式やあり方」については、今までのままでよいと考える「これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい」が44.4%となっており、今後は様式などを変更したほうがよいと考える「本土と同じようなお墓の形式にした方がよい」と「納骨堂等の形態にした方がよい」の合計が42.0%となっています。

今後の「北谷町の墓地数のあり方」については、「町内に墓地を増やしてもよい」が26.9%に対して、これ以上墓地を増やさない方がよいと考える「増やしも減らしもしない」と「町内の墓地は減らした方がよい」の合計が54.9%となっています。

お墓を建設できる区域の制限については、建設を制限する区域設定をした方がよいと考える「現在墓地が集まっている場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する」と「地域ごとで墓地区域を選定し、墓地建設ができる場所を制限する」の合計が86.7%となっています。

これらより、今後のお墓のあり方については、従来のお墓の様式などを見直した方がよいと考える方が多いことがわかります。

今後の「墓地の様式やあり方」についての考え

選択肢	回答	割合
1 これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい	296 票	44.4 %
2 本土と同じようなお墓の形式にした方がよい	137 票	20.6 %
3 納骨堂等の形態にした方がよい	142 票	21.4 %
4 お墓は必用ではない	12 票	1.8 %
5 その他	59 票	8.9 %
無回答	19 票	2.9 %
合計	665 票	100.0 %

今後の「北谷町の墓地数のあり方」について

選択肢	回答	割合
1 町内に墓地を増やしてもよい	179 票	26.9 %
2 増やしも減らしもしない（現状のままでよい）	247 票	37.2 %
3 町内の墓地は減らした方がよい	118 票	17.7 %
4 その他	87 票	13.1 %
無回答	34 票	5.1 %
合計	665 票	100.0 %

お墓を建設できる区域の制限について

選択肢	回答	割合
1 現在墓地が集まっている場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する	278 票	41.8%
2 地域ごとで墓地区域を選定し、墓地建設ができる場所を制限する	299 票	44.9%
3 墓地の建設区域の選定や建設制限をする必用はない	37 票	5.6%
4 その他	21 票	3.2%
無回答	30 票	4.5%
合計	665 票	100.0%

(3) 公営墓地について

公営墓地が整備された場合の利用については、「利用したい」が35.3%、「利用は考えていない」が25.1%、「条件(使用料や利用条件)をみて判断したい」が32.6%となっています。

納骨堂が整備された場合の利用については、「利用したい」が14.1%、「利用は考えていない」が47.5%、「条件(使用料や利用条件)をみて判断したい」が29.8%となっており、公営墓地と比較して需要が少ない結果となっています。

「利用は考えていない」には、利用できるお墓がある方も含まれるため、これからお墓を求める方だけに限れば、「利用したい」の割合が増えると考えられます。

近年のライフスタイルの多様化などにより、葬法や墓地形態は多様化しているため、住民のニーズも変化していると考えられます。

本アンケート調査は、平成22年に実施されており、公営墓地や納骨堂の整備を検討する場合は、住民のニーズを把握するためにアンケート調査の実施が必要と考えられます。

町による公営墓地が整備された場合、利用なさいますか。

選択肢	回答	割合
1 利用したい	235 票	35.3 %
2 利用は考えていない	167 票	25.1 %
3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい	217 票	32.6 %
4 その他	27 票	4.1 %
無回答	19 票	2.9 %
合計	665 票	100.0 %

墓地ではなく納骨堂が整備された場合、利用なさいますか。

選択肢	回答	割合
1 利用したい	94 票	14.1 %
2 利用は考えていない	316 票	47.5 %
3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい	198 票	29.8 %
4 その他	23 票	3.5 %
無回答	34 票	5.1 %
合計	665 票	100.0 %

(4) 墓地の経営(設置)許可について

お墓を建設する際に、墓地の経営(設置)許可を受けることが必要であることについて、「知らなかった」が34.1%となっています。

これより、「お墓を建設するには許可を受ける必要がある」ということの周知が不足していることがわかりました。

お墓を建設する際には、事前に申請をして許可を受けることが必要なことを知っていますか。

選択肢	回答	割合
1 知っている	403 票	60.6 %
2 知らなかった	227 票	34.1 %
3 その他	2 票	0.3 %
無回答	33 票	5.0 %
合計	665 票	100.0 %

3-4 墓地の経営許可について

3-4-1 墓地の経営許可の流れ

権限移譲前の墓地の経営許可の流れは、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」に基づき、図3.4.1に示す流れになっていました。

権限移譲後の墓地の経営許可の流れは、「北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、図3.4.2及び図3.4.3に示す流れになっています。

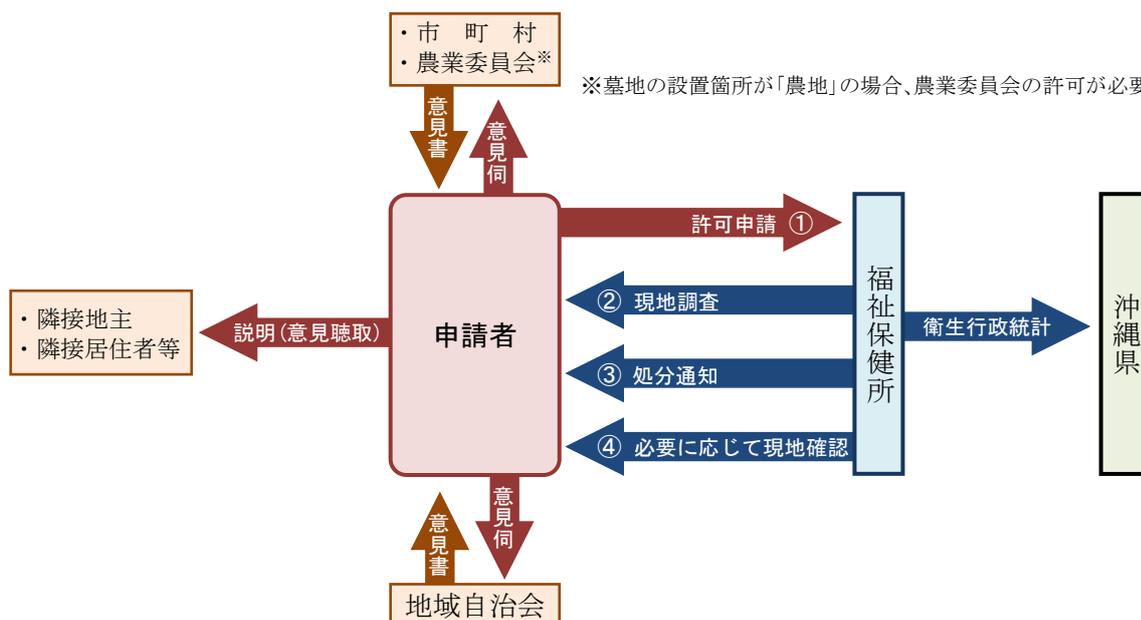


図3.4.1 権限移譲前の墓地の経営許可の流れ(設置者が個人の場合)

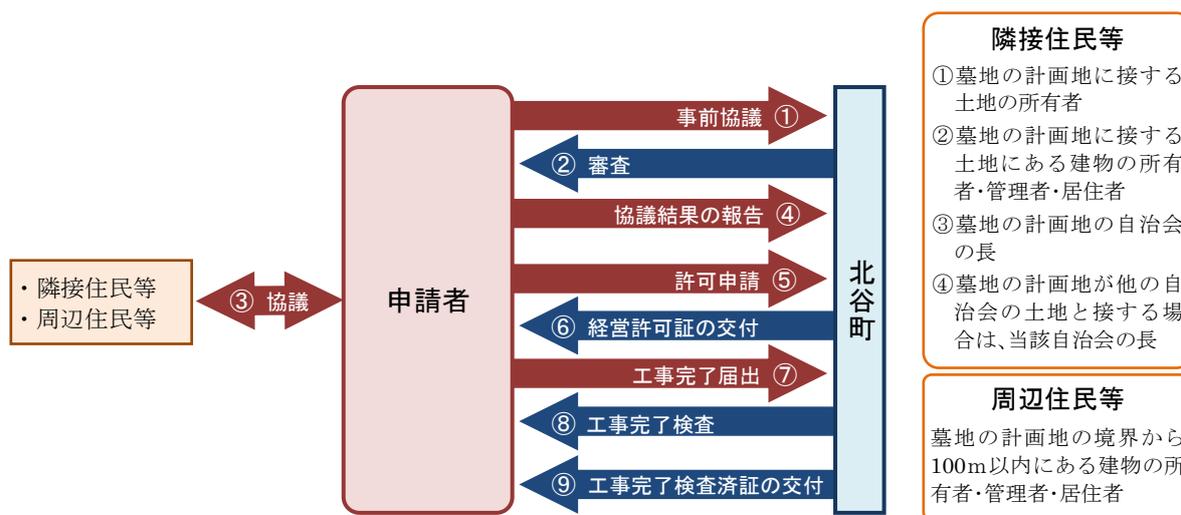


図3.4.2 権限移譲後の墓地の経営許可の流れ(設置者が個人の場合)

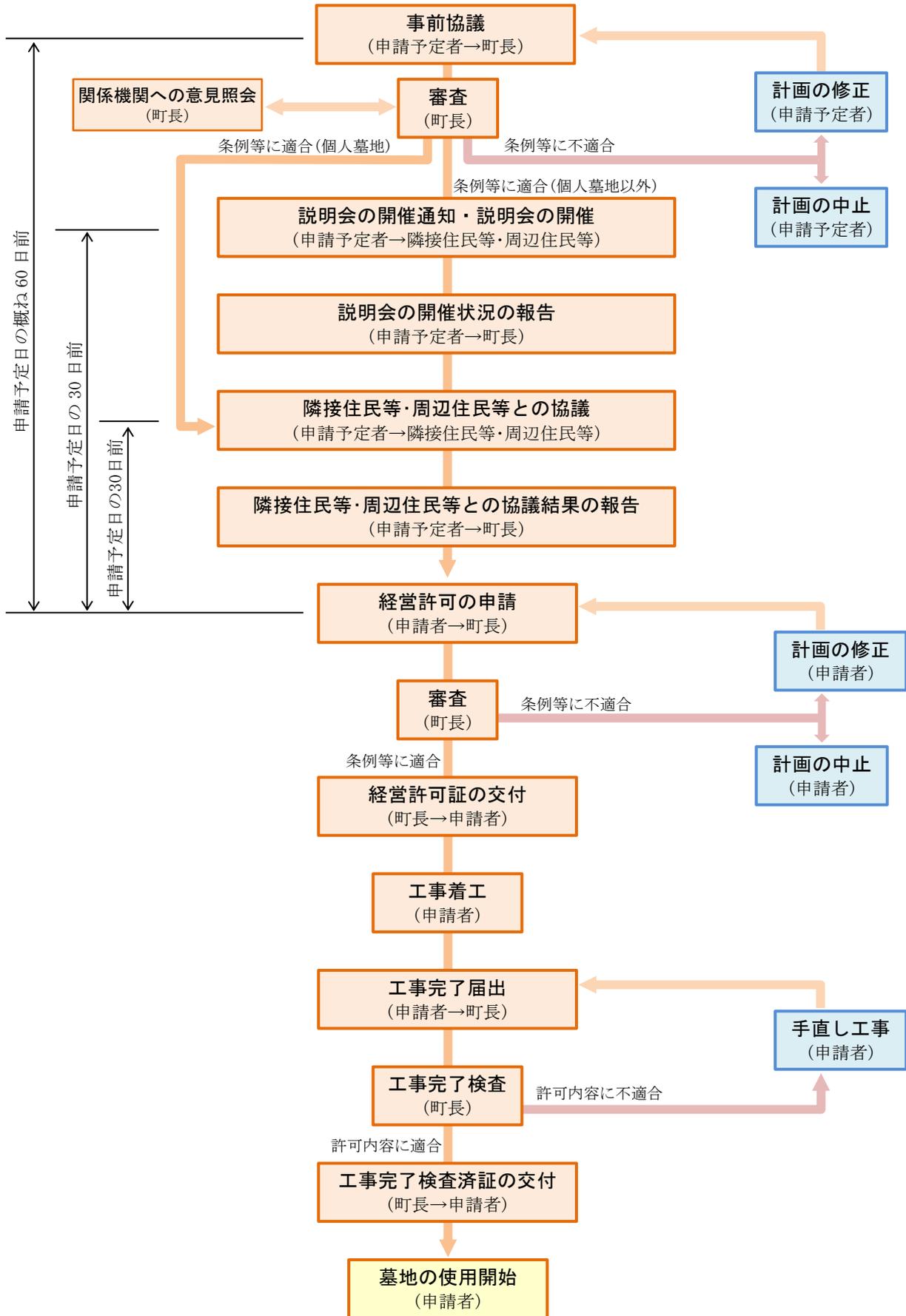


図 3.4.3 権限移譲後の墓地の経営許可の流れ(詳細)

3-4-2 墓地の設置場所の基準

権限移譲前及び権限移譲後の『墓地の設置場所の基準』を以下に示します。

北谷町における墓地の設置場所の基準は、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に設定されています。

表 3.4.1 墓地の設置場所の基準

墓地の設置場所の基準	権限移譲前			権限移譲後	
	墓地、埋葬等に関する法律施行細則		墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など	北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例	
	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合
(1) 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は条例第7条第1項の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(2) 国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。	適用	適用しない	適用しない	適用	適用
(3) 公園、学校、病院その他公共施設又は人家から100m以上離れていること。	適用	適用しない	適用しない	適用	適用
(4) 水源を汚染するおそれのない場所であること。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(5) 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(6) 周囲の良好な景観を損ねることがないこと。	適用	適用しない	適用	適用	適用

3-4-3 墓地の構造基準

権限移譲前及び権限移譲後の『墓地の構造基準』を以下に示します。

墓地の設置場所の基準と同様に、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に、北谷町における墓地の構造基準が設定されています。

表 3.4.2 墓地の構造基準

墓地の構造基準	権限移譲前			権限移譲後	
	墓地、埋葬等に関する法律施行細則		墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など	北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例	
	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合
(1) 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(2) 道路の有効幅員は、1 m 以上とすること。	適用	適用しない	適用しない	適用	適用
(3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。	適用	適用しない	適用	適用	適用
(5) 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。	適用	適用しない	適用しない	適用	適用
(6) 管理事務所(面積が1ha以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。	適用	適用しない	適用しない	適用	適用
(7) 墓地面積	—	—	30 m ² 以下を目安とする	—	—

第4章 墓地の課題

4-1 墓地の散在化

北谷町では、上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。(33～38 頁参照)

このような墓地の散在化は、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面などの「まちづくり」の障害となる可能性があります。

4-2 墓地用地の不足

北谷町の土地利用現況は、町域の約 53 パーセントを米軍施設が占め、その他の土地利用のほとんどが宅地や公共・公益用地などの都市的土地利用となっています。

都市計画に関する北谷町の面積の内訳では、中部広域都市計画用途地域、都市公園及び米軍施設で町域の 99.5 パーセントを占めており、無指定地は僅か 0.5 パーセントとなっています。(表 4.1、図 4.1 参照)

墓地需要予測結果※(資料編 I 墓地需要予測 67 頁参照)では、年間 30～47 基の需要が見込まれており、必要墓地面積の試算では、計画期間である 10 年間で最大 14,100 平方メートルの面積が必要になる試算結果となっています。

このような状況の中、利用できる町域が限られている北谷町では、今後の墓地需要に対応するための墓地用地の確保が難しい状況にあると考えられます。

表 4.1 北谷町の面積(都市計画関係)

面積内訳	面積	構成比
中部広域都市計画用途地域	593.00 ha	43.0 %
都市公園	49.79 ha	3.6 %
米軍施設	729.00 ha	52.9 %
無指定地	6.21 ha	0.5 %
合計	1,378.00 ha	100.0 %

※平成 26 年 12 月末現在

表 4.2 墓地需要予測結果

墓地需要予測結果	
年間墓地需要数	30～ 47 基
10 年間墓地需要数	300～470 基

表 4.3 必要墓地面積の試算結果 (1ha=10,000 m²)

墓地の 単位面積	必要墓地面積(試算)	
	1 年間	10 年間
10 m ² の場合	300 ～ 470 m ²	3,000 ～ 4,700 m ²
20 m ² の場合	600 ～ 940 m ²	6,000 ～ 9,400 m ²
30 m ² の場合	900 ～1,410 m ²	9,000 ～14,100 m ²

※「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」及び「横田方式」により算定

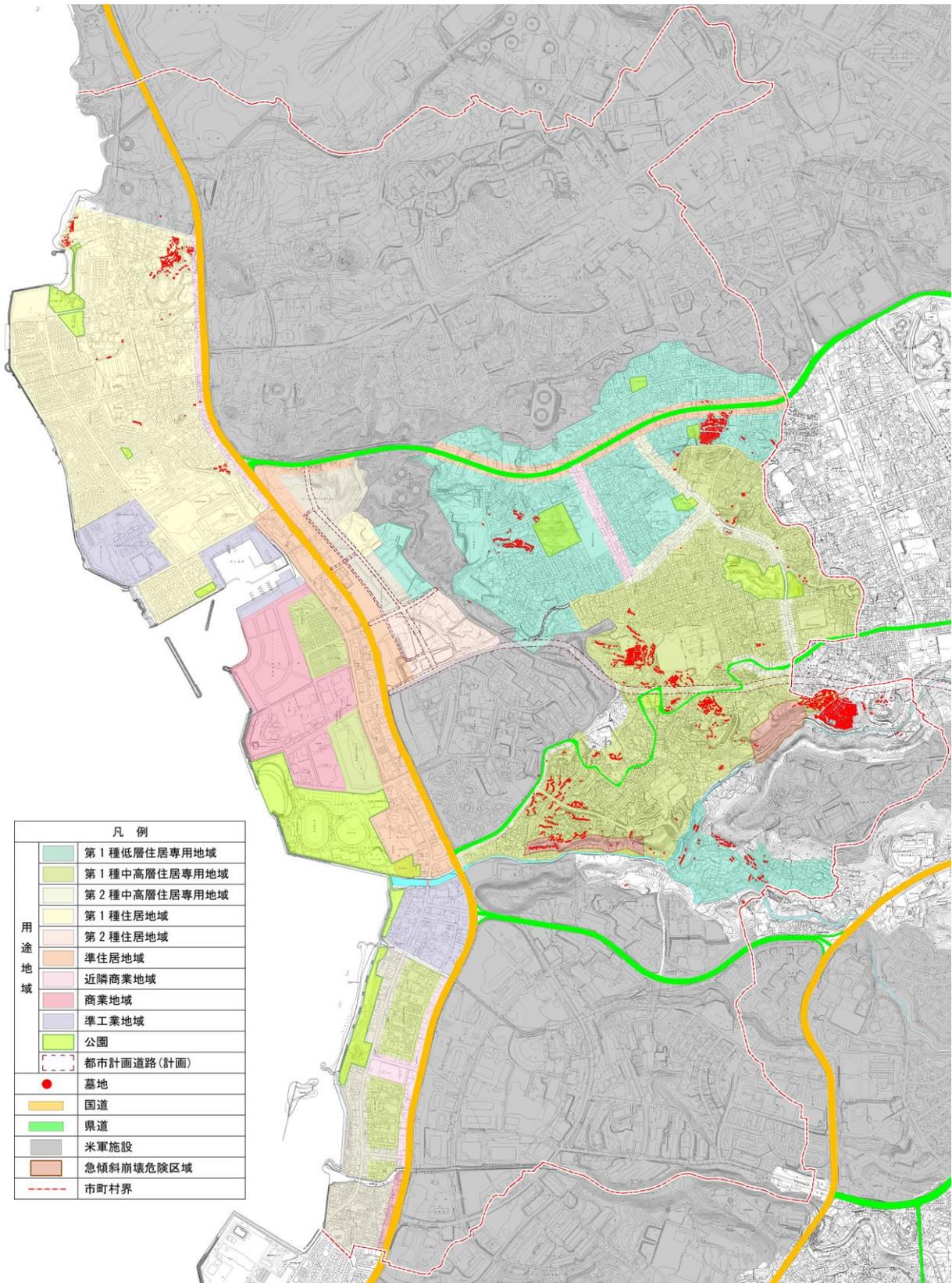


図 4.1 墓地分布図(用途地域)

※詳細については、「資料編Ⅶ 墓地分布図(用途地域)」(101頁)を参照

4-3 無許可墓地

(1) 墓地実態調査により北谷町内には、2,925基(小墳墓を含む)の墳墓があることを確認しましたが、北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地の数は648基(うぐいす谷墓地公園 441基、平和台霊園 82基、個人墓地 125基)となっています。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和47年5月15日 沖縄県規則第52号)」の施行前に設置された墓地については、許可を受けたものとします。

(2) 「墓地、埋葬等に関する法律」により、『県知事の許可*』が必要であるということの周知が不足しています。

表 4.4 住民調査結果の抜粋「墓地の設置許可についての質問に対する回答結果」

選 択 肢	回答数	構成比
知っている	403 票	60.6 %
知らなかった	227 票	34.1 %
その他	2 票	0.3 %
無回答	33 票	5.0 %
合 計	665 票	100.0 %

※北谷町では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成26年4月に沖縄県から権限移譲されているため『北谷町長』の許可となります。

4-4 無縁墓地の増加

- (1) 今後の少子高齢化により、無縁墓地の増加が予想されます。(12頁参照)
- (2) 墓地実態調査結果から、北谷町内の墳墓の約3パーセントが無縁墓の可能性ががあります。

表 4.5 管理状況別の墳墓数

項 目	墳墓数 (基)	構成比 (%)
① 管理されていると想定される。	2,463	95.9
② 管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。	33	1.3
③ 何年も管理されていないと想定される。	68	2.7
④ 不明	2	0.1
合 計	2,566	100.0

第5章 墓地施策の基本方針

5-1 墓地の散在化防止

墓地の散在化防止及び墓地行政を円滑に行っていくために『墓地規制区域』を設定します。

(1) 墓地規制区域の定義

『墓地規制区域』は、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない区域です。

その他の区域では、「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地の経営(設置)許可申請」を行い、町長の許可を受ければ墓地の設置が可能です。(図 5.1 参照)

墓地規制区域内にある既存墓地については、従来のまま設置が可能です。

また、既存墓地の改修及び改築(建て替え)は可能ですが、墳墓を増やすことはできません。ただし、改築(建て替え)の際には、「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地等の変更の許可の申請」を行い、町長の許可を受ける必要があります。(表 5.1 参照)

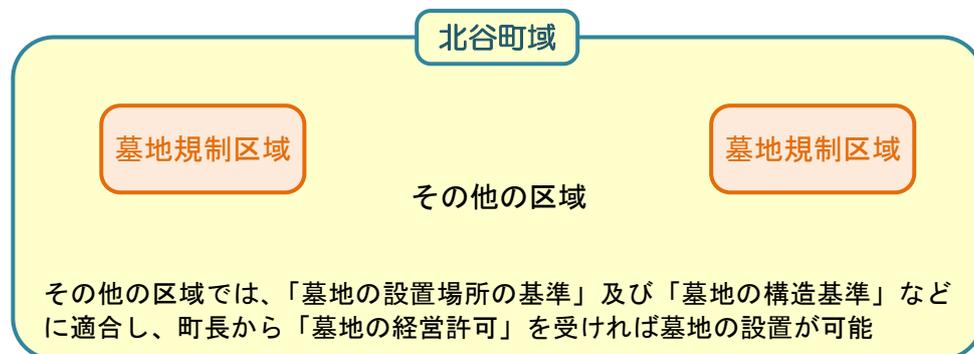


図 5.1 墓地規制区域のイメージ

表 5.1 墓地の取り扱い

項目	墓地規制区域	その他の区域
墓地の新設	許可しない	「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地の経営許可」を受ければ墓地の設置が可能
既存墓地	従来のまま設置可能	従来のまま設置可能
既存墓地の改築	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能

(2) 墓地規制区域の設定方針

墓地規制区域の設定については、下表の示すとおり段階的に設定する方針です。

第1段階では、「急傾斜崩壊危険区域」、「土地区画整理事業区域(墓域を除く.)」、「公有水面埋立地」及び「字北前」を墓地規制区域に設定します。

第2段階では、都市計画用途地域の「第1種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「県道23号沖縄北谷線沿いの準住居地域」及び「町道競技場線沿いの近隣商業地域」を追加します。

なお、第2段階への移行時期については、新たな公営墓地などの町民の墓地需要に対応できる墓地用地の確保の状況及び町民の理解度や意見を踏まえて検討します。

第2段階以降については、町の状況に応じて検討を加えるものとします。

表 5.2 墓地規制区域の設定方針

段 階	墓地規制区域
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 土地区画整理事業区域(墓域を除く.) ・ 公有水面埋立地 ・ 字北前
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の区域 ・ 都市計画用途地域 <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 県道23号沖縄北谷線沿いの準住居地域 町道競技場線沿いの近隣商業地域

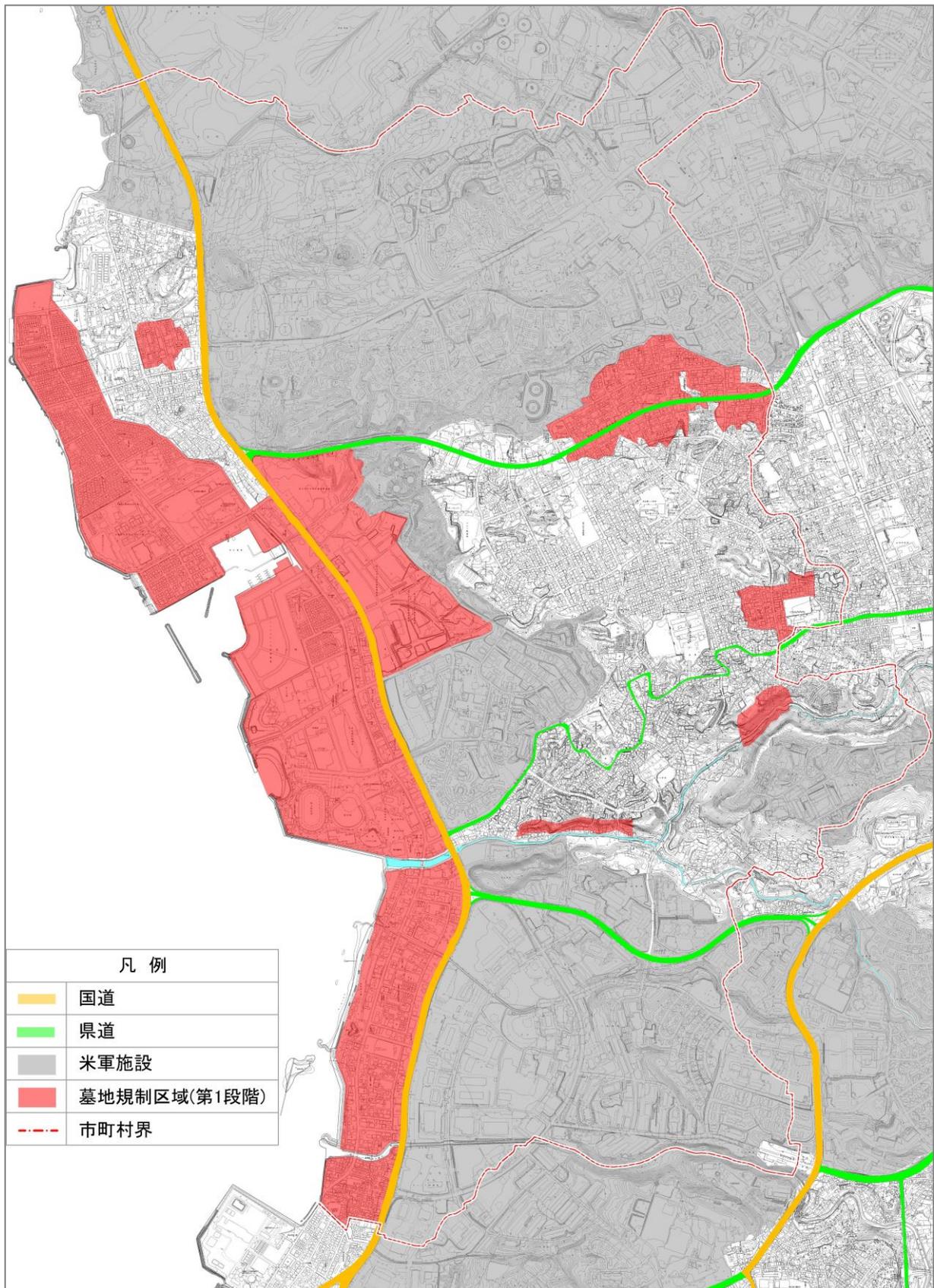


図 5.2 墓地規制区域(案) 第1段階

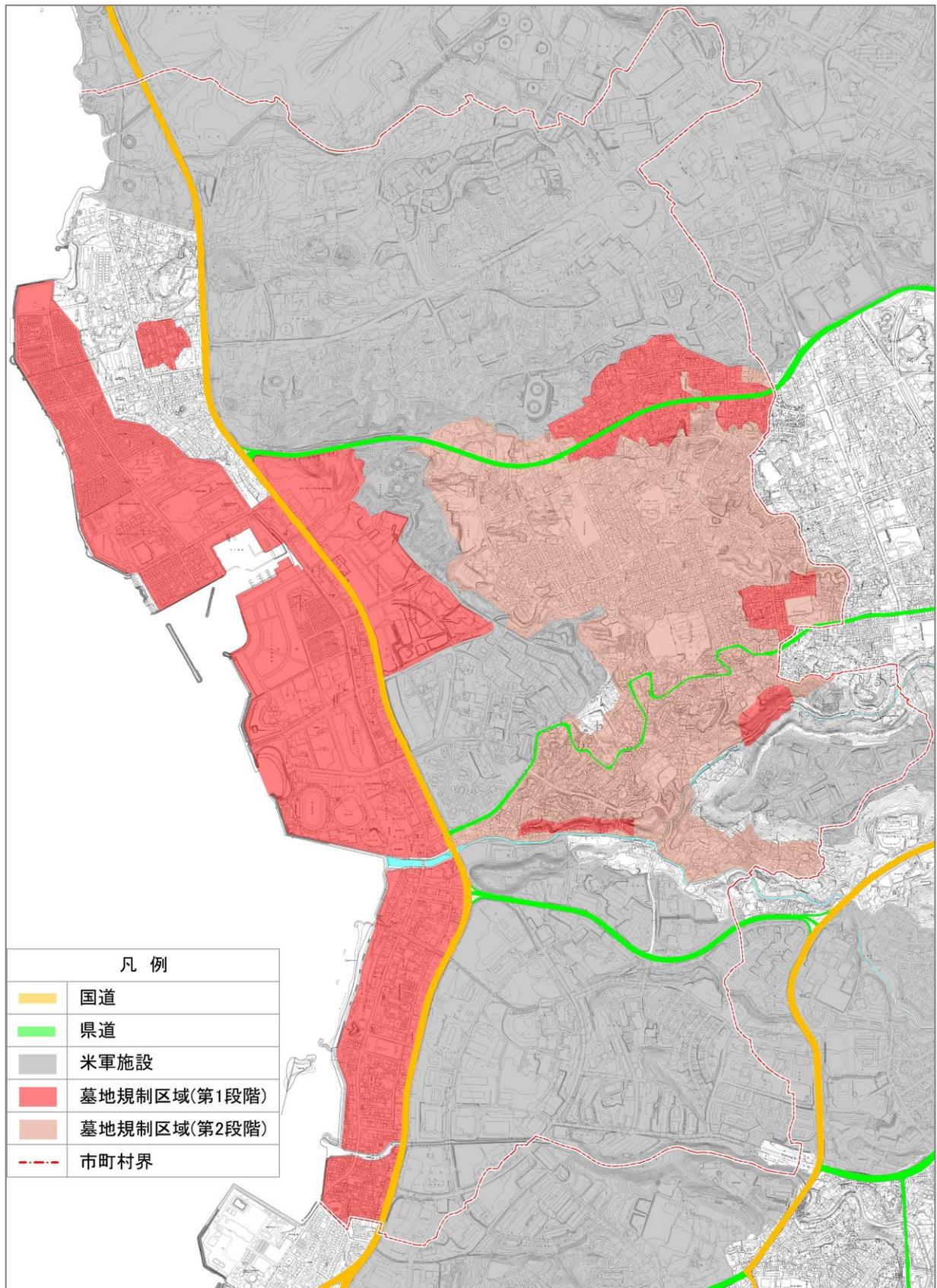


図 5.3 墓地規制区域(案) 第2段階

5-2 墓地用地の確保

利用できる町域が限られた中での「まちづくり」を考慮し、「墓地の構造基準」に『墓地面積』についての規定を新たに設定します。

また、北谷町での今後の墓地需要に対応するために「新たな公営墓地」の整備について検討します。

(1) 北谷町の地域特性を考慮した「墓地の構造基準」の設定

沖縄県の「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」では、個人墓地は「墳墓1基の設置に必要な最小限の面積(概ね30㎡以下を目安)とする。」としています。

利用できる町域が限られている北谷町においては、更なる面積制限が必要となります。

平成16～25年度の過去10年間に北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地(79基)の平均墓地面積は『約20平方メートル』となっています。

これより、墓地面積の規定については【**墓地面積を20平方メートル以下(個人墓地に限る)**】とします。

平成16～25年度に北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地(79基)
平均墓地面積 21.3㎡(最大面積 45.6㎡、最小面積 1.2㎡)

(2) 「新たな公営墓地」の整備についての検討

「新たな公営墓地の整備」を検討する場合は、未婚者や子どもを持たない夫婦の増加などのライフスタイルの変化に伴い『多様化する葬制*』、少子化により墓地の継承が行われなくなることによる『無縁墓の増加』などに柔軟に対応できる墓地形態を検討することが必要です。

公営墓地の形態については、利用できる町域が限られている中での土地の確保及び無縁墓対策などを考慮し、従来の墓地形態の他に「小規模の墳墓」、「納骨堂」及び「一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態(合葬墓)」などについても検討します。

また、参拝者がくつろげる広場などの設置も検討する必要があります。

なお、町民の墓地需要に対して公営墓地により対応できない場合は、宗教法人や公益法人(公益社団法人及び公益財団法人)による管理型墓地の整備を推進します。

※葬制：人の死に関する習慣及び慣習

①墓地の形態事例

近年の墓地形態は、ライフスタイルの変化に伴い多様化しており、従来の墓地形態とは別に様々な形態があります。

以下にいくつかの事例を示します。

[1]従来の墓地形態

既存の公営墓地は、従来の墓地形態を採用しているものが多く、「那覇市営 識名霊園」には納骨堂も併設されています。

以下に示す公営墓地の区画面積は、約15～20平方メートルとなっています。



図 5.4 那覇市 識名霊園



図 5.5 浦添市 浦添墓地公園



図 5.6 沖縄市 沖縄市霊園

また、沖縄県内において公益財団法人(2 法人)が運営している墓地にも従来の墓地形態のものがありますが、区画面積は約 1～15 平方メートルとなっており、比較的小規模のものとなっています。

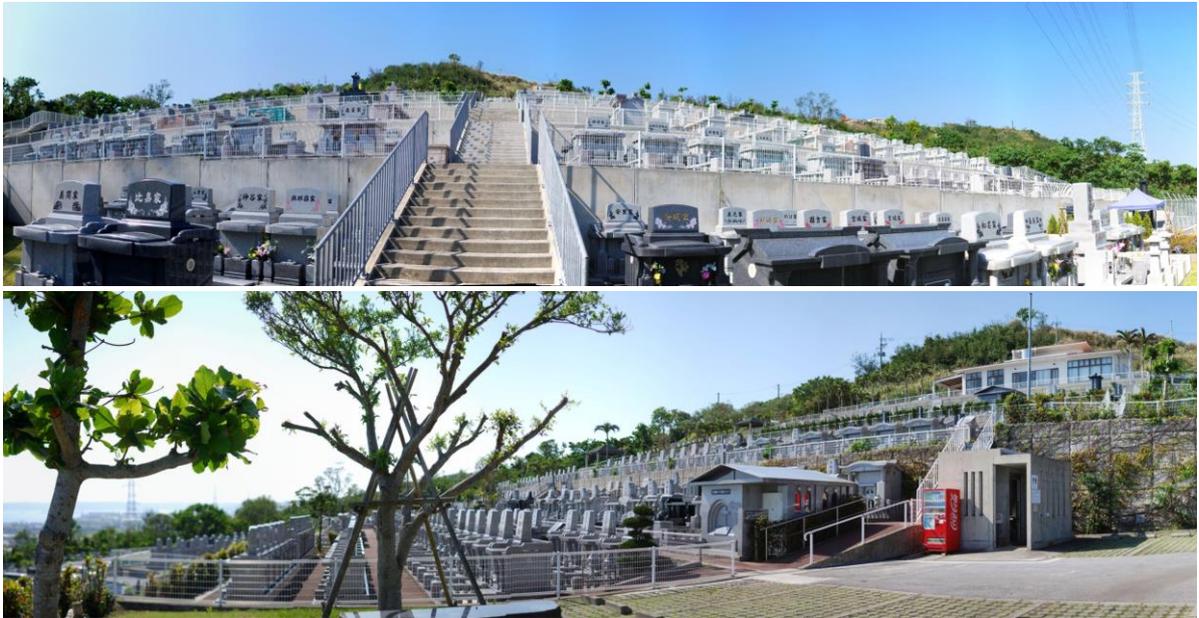


図 5.7 公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会 中城メモリアルパーク



図 5.8 公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会 沖縄清明の丘公園

[2] 納骨堂

納骨堂とは、遺骨を保管してもらう施設です。遺骨の収蔵は、建物の中にある祭壇などに遺骨を納め、ロッカータイプ・仏壇タイプのものがあります。

墓地を設置する料金に比べ安価になる利点があります。また、納骨堂には、使用期限があるものと永代供養のものがあります。都心部では、墓地不足のため永代供養の納骨堂の需要が増えています。



静岡県浜松市 三方原墓園 浜松市納骨堂
(浜松市ホームページより)



愛媛県岡崎市 岡崎市納骨堂
(岡崎市ホームページより)



宮崎県宮崎市
南部墓地公園 納骨堂
(宮崎市ホームページより)

図 5.9 納骨堂の事例

[3] 合葬墓

合葬墓とは、一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態です。墓地の後継者がいない、又はいなくなる可能性が高い方に需要があるようです。

少子化により墓地の継承が行われなくなることによる無縁墓の増加に対応するために、将来、必要になる形態だと考えられます。



那覇市 識名霊園
「那覇市民共同墓」



公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会
中城メモリアルパーク
合祀永代供養墓・納骨堂 「おきなわ霊廟」



公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会
沖縄清明の丘公園 「永代合祀墓」

図 5.10 合葬墓の事例

[4] 芝生型墓地

芝生型墓地とは、芝生を敷き詰めた場所に背の低い墓石を建てる洋風墓地です。一つの墓地の面積が小さく、墓地用地が小さくても多くの墓地を設置できること、墓石も小さいため従来の墓地よりも安価となるなどの利点があります。

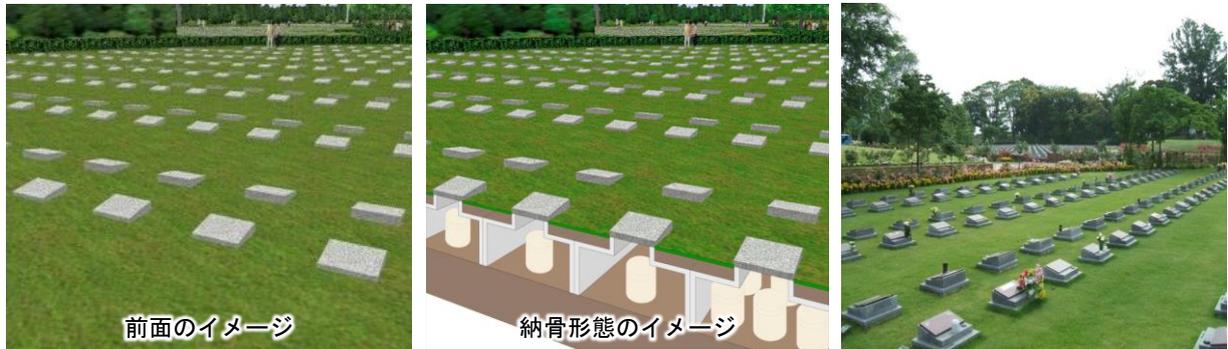


図 5.11 芝生型墓地 (神奈川県横浜市ホームページより)

[5] 合葬式樹木葬墓地

墓石の代わりに苗木を植えて墓標としたお墓です。日本では平成11年(1999年)、岩手県一関市に第一号の樹木葬墓地が誕生しています。

「自然に還る」「後継者がいなくても大丈夫」「費用が割安」ということで需要が高まりつつあります。

合葬墓と同じく、墓地の後継者の心配をしなくてよいという利点があります。



図 5.12 合葬式樹木葬墓地 (神奈川県横浜市ホームページより)

5-3 無許可墓地対策

無許可での墓地の設置を防止するために、以下の事項について取り組んでいきます。

(1) 町民及び墓地関連事業者へ法手続などについて周知を徹底

無許可での墓地の設置を防ぐために、法令などについて、住民及び墓の施工業者への周知を図ります。

(2) 墓地の整備工事の際に、許可証表示の義務化

建築基準法による建築確認表示板のように、墓地の整備工事時に許可証表示を義務化します。

許可証の表示を義務化することにより、墓地の整備工事が適正なものかを判断できるようにし、地域での無許可墓地の設置を監視し易くします。

許可証表示板(案)

墓地の整備工事の際に、工事現場の見やすい位置に、適正に許可を受けていることを示す表示板の設置を義務化することで、地域での無許可墓地の設置を監視し易くなります。

墓地等の経営の許可等に関する表示

1. 経営者 住所 氏名		20cm以上
2. 許可番号		
3. 工事期間		
4. 連絡先		
この墓地等の整備工事は、北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例第○条に規定する許可を受けています。		

30cm以上

(3) 墓地登録番号表示の義務化

適正に許可を受けたことがわかるように、墓地の経営許可の交付を受けた墓地に墓地登録番号表示の義務化を検討します。

5-4 無縁墓地対策

今後の少子高齢化や核家族化の進行及びライフスタイルの多様化により、無縁墓地の増加が予想されるため、無縁墓地対策として、以下の事項について取り組んでいきます。

(1) 無縁墓地についての問題点の周知徹底

墓地の管理者や使用者に対して、無縁墓地についての問題点の周知徹底を行います。

また、継承者がいなくなる可能性が高い墓地の管理者に対し、永代供養を行ってくれる納骨堂や合葬墓などを紹介します。

(2) 無縁仏などの受入先の確保

遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(墓地の継承者が居なくなる墓地を含む)に納められている遺骨の受入先(公営墓地などに共同埋設型の墓地(合葬墓)を設置するなど)の確保に努めます。

(3) 墓地の継承手続の義務化

「墓地の設置」又は「墓地の改築」の申請時に、継承者の登録を行ってもらうなど、無縁墓地の発生を防止する対策を検討します。

第6章 計画推進のための今後の取組

1 墓地施策の迅速かつ柔軟な対応

今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられます。

そのため様々な要望などに対し、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応をするために、住民の要望を把握する「墓地に関するアンケート調査」を適宜、実施します。

なお、「墓地に関するアンケート調査」については、本計画の改定の必要性を判断するために平成30年度頃実施するのが望ましいと考えられます。

平成 27年度 (1年目)	28年度 (2年目)	29年度 (3年目)	30年度 (4年目)	31年度 (5年目)	32年度 (6年目)	33年度 (7年目)	34年度 (8年目)	35年度 (9年目)	36年度 (10年目)
計画の前提条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します				計画の改定					計画年度

図 6.1 北谷町墓地基本計画の計画年度

2 墓地の適正管理の維持

北谷町内の墓地は、多くの墓地が管理されている状況(無縁墓が少ない)にあります。

今後も、このような墓地の管理状況を維持していくために、広報活動などをおして墓地の維持管理の必要性などを住民に広く周知していきます。

3 北谷町営 新川墓地公園の活用

新川墓地公園は、公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地確保及び町内に点在する墓地の集約化並びに町民の墓地需要に対応するために整備され、平成22年9月から供用開始されています。

新川墓地公園の区画数は、161区画となっており、その内140区画が公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地用及び点在する墓地の集約化用(公共移転用)、21区画が町民の墓地需要への対応用(一般公募用)となっています。

今後は、新川墓地公園をさらに活用していくために関係各課と連携し、公共移転用と一般公募用の区画数の割合を再検討し、一般公募用の区画数を増やしていきます。



図 6.2 北谷町営 新川墓地公園

4 新たな公営墓地整備の検討

墓地の永続的管理の必要性及び墓地の健全な経営の確保という観点、さらに、町民が安心して利用できる墓地の確保を目指すために新たな公営墓地整備の検討を推進します。

公営墓地の整備については、限られた町域の中での『用地選定』、多様化する葬制^{*}に対応するための『公営墓地形態の選定』などの様々な課題があり、公営墓地整備に向けて議論していきます。

^{*}葬制：人の死に関する習慣及び慣習

<<< 資料編 目次 >>>

I	墓地需要予測	67
II	住民調査(アンケート調査)結果	71
III	墓地に関する住民説明会	82
IV	北谷町墓地基本計画審議会 及び 北谷町墓地基本計画等検討委員会	91
V	墓地と集落の変遷	96
VI	北谷町墓地分布図(行政区)	100
VII	北谷町墓地分布図(用途地域等)	101

資料編 I 墓地需要予測

1. 住民調査(アンケート調査)結果に基づく予測

平成 22 年に実施された、住民調査(アンケート調査)結果から、墓地の需要予測を行いました。

(1) 住民調査(アンケート調査)結果の概要

住民調査(アンケート調査)結果の概要を以下に示します。

調査対象： 北谷町内一般世帯(対象世帯数 10,312 世帯 平成 22 年 2 月末)
 配布数： 3,000 票(全世帯の約 29%)
 回収数： 665 票(回収率 22.2%)

(2) 北谷町内にお墓を建設する世帯

「北谷町内にお墓を建設する世帯」を「対象世帯数」に「北谷町内でお墓を建設する世帯の割合」を乗じることにより算出しました。

$$\text{北谷町内でお墓建設する世帯の予測値} = \text{対象世帯数} \times \text{北谷町内でお墓を建設する世帯の割合} \div 100 \div 100 = 10,312 \text{ 世帯} \times 13.7\% \div 100 \div 100 \div 100 = 1,400 \text{ 世帯}$$

※北谷町内にお墓を建設する世帯の割合：住民調査(アンケート調査)【問 4】40 頁 参照

1 世帯当たり必要な墓地が 1 基と仮定すると必要な墓地数は『1,400 基』となります。

北谷町内でお墓を建設すると回答した世帯には、「適地があればすぐにでも建設したいと考えている世帯」、「5～10 年以内に建設したいと考えている世帯」、「具体的に建設時期は決まっていない世帯」などがいると考えられます。

よって、住民調査(アンケート調査)結果に基づく墓地需要の予測値(1,400 基)は、北谷町における潜在的な墓地需要数と考えられます。

2. 簡易予測式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」では、以下の 3 つの式により予測を行い、平均値を採用しています。

予測式1 総人口から予測：【総人口】× 13 ÷ 10,000

予測式2 世帯数から予測：【世帯数】× 4 ÷ 1,000

予測式3 死亡者数から予測：【死亡者数】× 0.2

算出に用いる係数などについては、以下のとおり設定しました。

設定条件

- ・総人口 28,805 人 (平成 26 年 9 月末現在)
- ・世帯数 11,514 世帯(平成 26 年 9 月末現在)
- ・死亡者数 169 人 (平成 25 年度 北谷町死亡者数)

(1) 予測式1 総人口から予測

$$\begin{aligned} \text{【総人口】} \times 13 \div 10,000 &= \text{【28,805人】} \times 13 \div 10,000 \\ &\div 37 \text{基} \end{aligned}$$

(2) 予測式2 世帯数から予測

$$\begin{aligned} \text{【世帯数】} \times 4 \div 1,000 &= \text{【11,514世帯】} \times 4 \div 1,000 \\ &\div 46 \text{基} \end{aligned}$$

(3) 予測式3 死亡者数から予測

$$\text{【死亡者数】} \times 0.2 = \text{【169人】} \times 0.2 \div 34 \text{基}$$

(4) 予測式1～3の平均値

$$(\text{予測式1} + \text{予測式2} + \text{予測式3}) \div 3 = (37 \text{基} + 46 \text{基} + 34 \text{基}) \div 3 = 39 \text{基}$$

よって、「簡易予測式」での年間平均墓地需要数は『 39 基 』となります。

3. 横田方式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成 11 年 7 月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測の参考として記載されている「横田方式」を以下に示します。

$$\text{年間墓地需要数} = \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2$$

- 定着指向係数 = 0.7 ~ 0.8
- 墓地需要率 = 0.2 ~ 0.3
- 傍系世帯率 = 0.3 ~ 0.4

算出に用いる係数については、各係数の最小値、中間値及び最大値に設定した場合について、予測を行いました。

- 定着指向係数 : 最小値 0.7 中間値 0.75 最大値 0.8
- 墓地需要率 : 最小値 0.2 中間値 0.25 最大値 0.3
- 傍系世帯率 : 最小値 0.3 中間値 0.35 最大値 0.4

(1) 各係数を最小値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.7 \times 169 \text{人} \times (0.2 + 0.3) \div 2 \\ &\doteq 30 \text{基} \end{aligned}$$

(2) 各係数を中間値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.75 \times 169 \text{人} \times (0.25 + 0.35) \div 2 \\ &\doteq 38 \text{基} \end{aligned}$$

(3) 各係数を最大値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.8 \times 169 \text{人} \times (0.3 + 0.4) \div 2 \\ &\doteq 47 \text{基} \end{aligned}$$

よって、「横田式」での年間平均墓地需要数は『 30~47 基 』となります。

4. 墓地需要予測結果

各予測方式での予測結果を以下に示します。

表 墓地需要予測結果

予測方式	予測結果	
	住民調査結果	1,400 基 (潜在的な墓地需要数)
簡易予測式	39 基/年	390 基/10年
横田方式 (各係数最小値)	30 基/年	300 基/10年
横田方式 (各係数中間値)	38 基/年	380 基/10年
横田方式 (各係数最大値)	47 基/年	470 基/10年

墓地需要予測は、様々な要因が関係しているため明確に予測値を決定することが困難であります。

そこで、本予測では、住民調査結果を除く予測結果の最小値と最大値である『30～47基/年』を墓地需要予測値として採用します。

墓地需要予測結果

年間墓地需要数 30 ～ 47基

10年間墓地需要数 300 ～ 470基

墓地需要予測を基に、墓地の単位面積が 10 m²・20 m²・30 m²の場合の必要墓地面積を試算すると以下のとおりとなります。

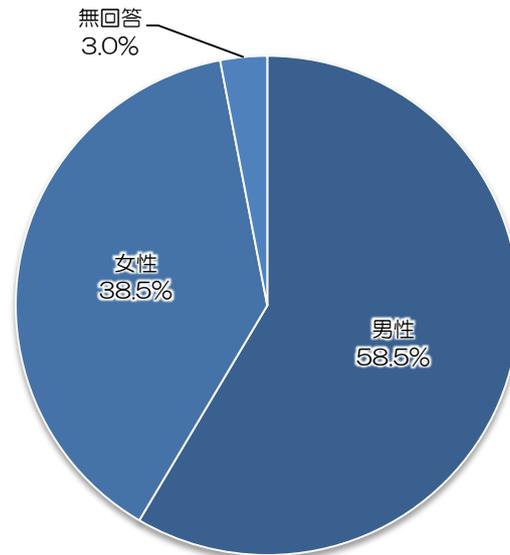
表 必要墓地面積の試算結果

墓地の単位面積	必要墓地面積	
	1年間	10年間
10 m ² の場合	300 ～ 470 m ²	3,000 ～ 4,700 m ²
20 m ² の場合	600 ～ 940 m ²	6,000 ～ 9,400 m ²
30 m ² の場合	900 ～1,410 m ²	9,000 ～14,100 m ²

資料編Ⅱ 住民調査(アンケート調査)結果

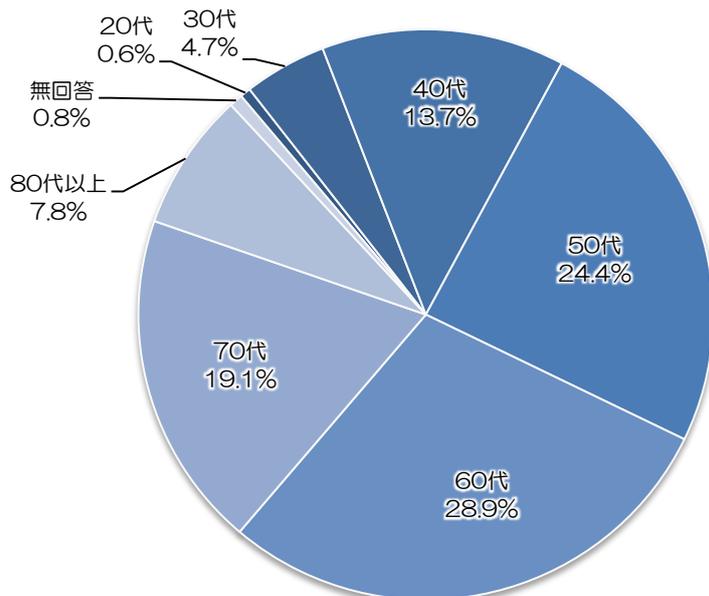
【問1】
性別を教えてください。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 男性	389	58.5
2 女性	256	38.5
無回答	20	3.0
合計	665	100.0



【問2】
あなたの年齢を教えてください。

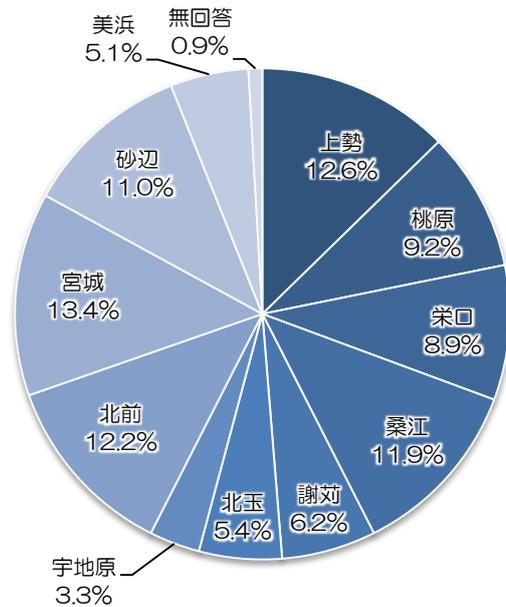
選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 20代	4	0.6
2 30代	31	4.7
3 40代	91	13.7
4 50代	162	24.4
5 60代	193	28.9
6 70代	127	19.1
7 80代以上	52	7.8
無回答	5	0.8
合計	665	100.0



【問3】

あなたのお住まいの行政区は、どちらですか。

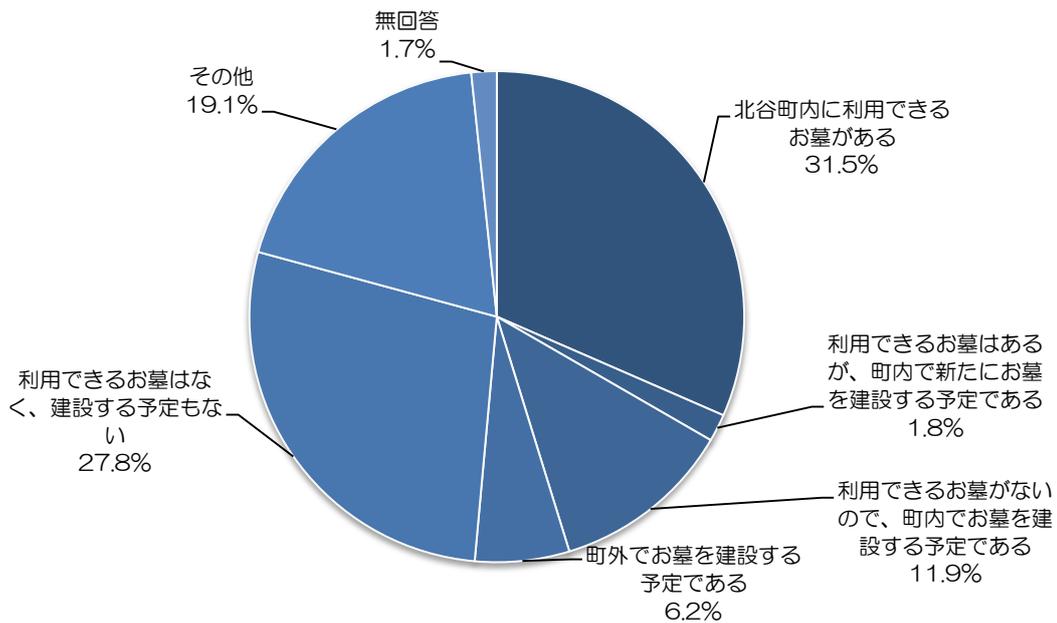
行政区	回答 (票)	割合 (%)
1 上勢	84	12.6
2 桃原	61	9.2
3 栄口	59	8.9
4 桑江	79	11.9
5 謝苅	41	6.2
6 北玉	36	5.4
7 宇地原	22	3.3
8 北前	81	12.2
9 宮城	89	13.4
10 砂辺	73	11.0
11 美浜	34	5.1
無回答	6	0.9
合計	665	100.0



【問4】

北谷町内にご家族が「利用できるお墓」はありますか？

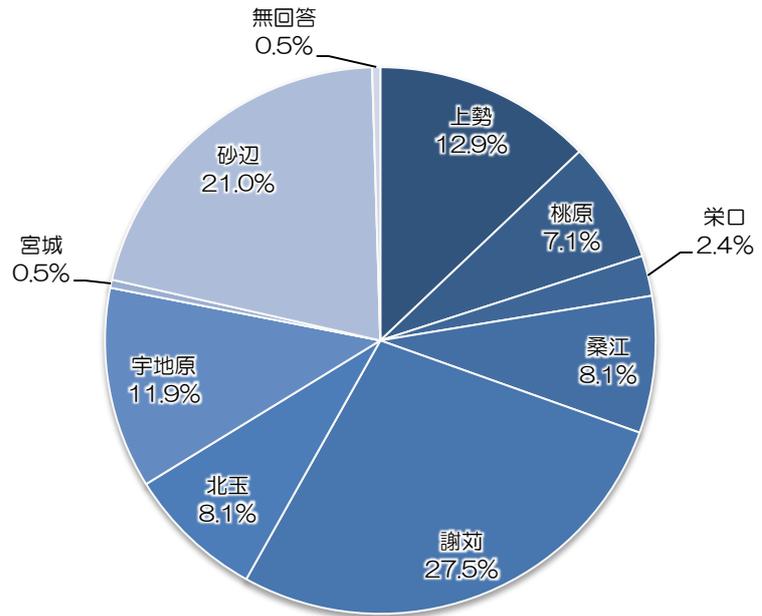
選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 北谷町内に利用できるお墓がある	210	31.5
2 利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である	12	1.8
3 利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である	79	11.9
4 町外でお墓を建設する予定である	41	6.2
5 利用できるお墓はなく、建設する予定もない	185	27.8
6 その他	127	19.1
無回答	11	1.7
合計	665	100.0



【問5】

【問4】で「1.北谷町内に利用できるお墓がある」と回答した方にお伺いします。
お墓は、どの行政区にありますか。

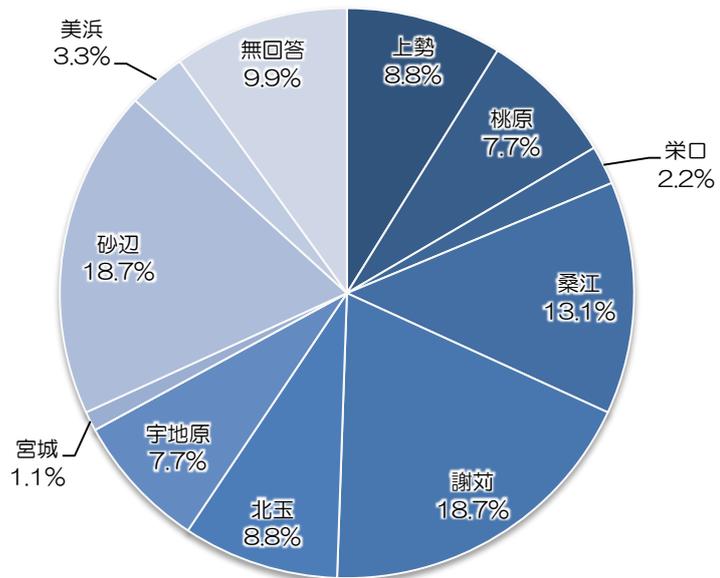
行政区	回答 (票)	割合 (%)
1 上勢	27	12.9
2 桃原	15	7.1
3 栄口	5	2.4
4 桑江	17	8.1
5 謝苅	58	27.5
6 北玉	17	8.1
7 宇地原	25	11.9
8 北前	0	0.0
9 宮城	1	0.5
10 砂辺	44	21.0
11 美浜	0	0.0
無回答	1	0.5
合計	210	100.0



【問6】

【問4】で「2.利用できるお墓はあるが、町内で新たにお墓を建設する予定である」、「3.利用できるお墓がないので、町内でお墓を建設する予定である」と回答した方にお伺いします。
どの場所での建設をお考えですか。

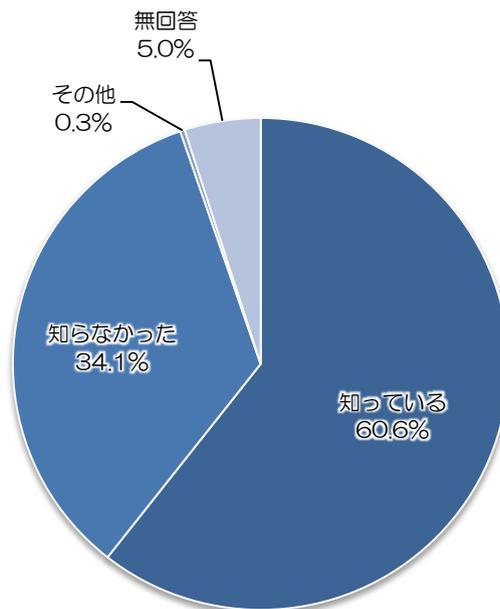
行政区	回答 (票)	割合 (%)
1 上勢	8	8.8
2 桃原	7	7.7
3 栄口	2	2.2
4 桑江	12	13.1
5 謝苅	17	18.7
6 北玉	8	8.8
7 宇地原	7	7.7
8 北前	0	0.0
9 宮城	1	1.1
10 砂辺	17	18.7
11 美浜	3	3.3
無回答	9	9.9
合計	91	100.0



【問7】

墓を建設する際には、事前に申請をして許可を受ける事が必要なのを知っていますか。

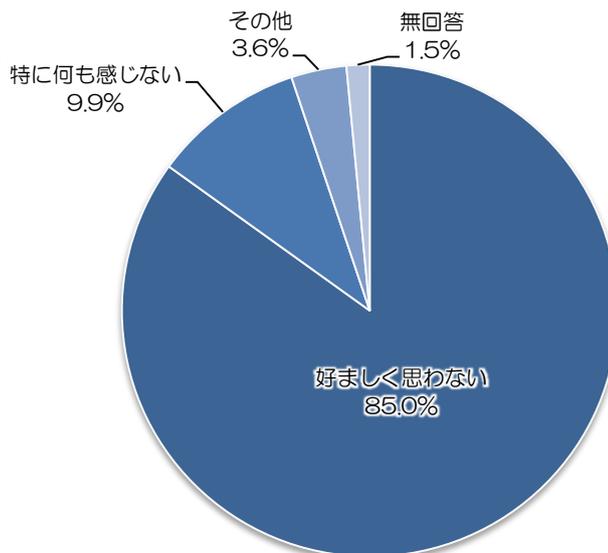
選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 知っている	403	60.6
2 知らなかった	227	34.1
3 その他	2	0.3
無回答	33	5.0
合計	665	100.0



【問8】

もし、お住まいの住宅等の隣に、お墓が建設された場合どのように思いますか。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 好ましく思わない	565	85.0
2 特に何も感じない	66	9.9
3 その他	24	3.6
無回答	10	1.5
合計	665	100.0



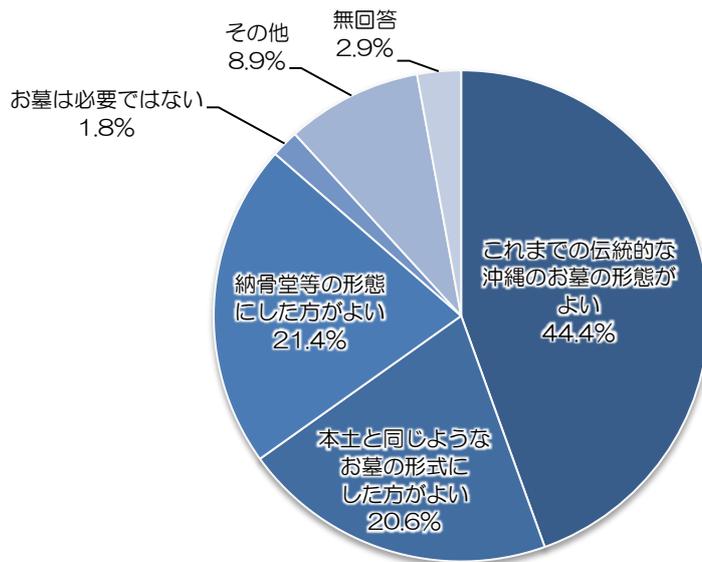
その他の意見

- ①事件の多い世の中、逆に隣接した方が人目につきやすく事件の減少にも繋がるから良いと思う
- ②沖縄固有の風習なので、必要な建造物だと思う。
- ③先にお墓があり、後から住むのであれば仕方がない。
- ④無いほうが良い。
- ⑤墓は決められた墓地の方が良い。
- ⑥身内の墓であれば違和感はない。
- ⑦事前に説明があり、納得できれば構わない。
- ⑧町が墓地建設するならそこに求めたい。
- ⑨立派に供養されているなら構わない。

【問9】

今後、北谷町において個人によるお墓の建設を行う場合を含め、墓地の様式やあり方についてのお考えをお伺いします。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 これまでの伝統的な沖縄のお墓の形態がよい	296	44.4
2 本土と同じようなお墓の形式にした方がよい	137	20.6
3 納骨堂等の形態にした方がよい	142	21.4
4 お墓は必要ではない	12	1.8
5 その他	59	8.9
無回答	19	2.9
合計	665	100.0



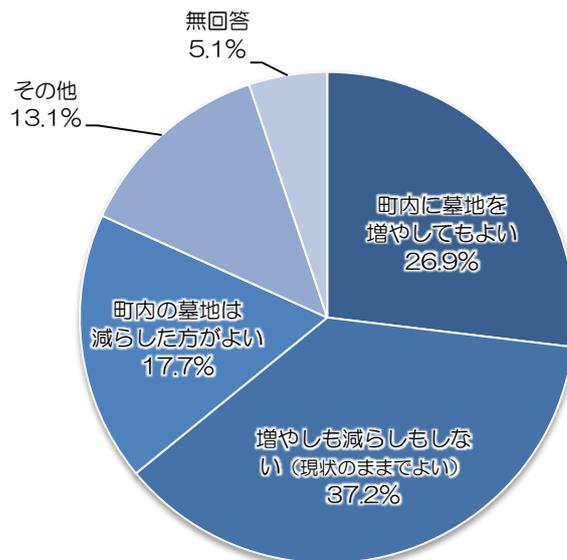
その他の意見

- ①1 番については、規模を小さく。伝統的な墓だと、どんどん土地が墓に奪われてく。またこれからの世代は金銭的に余裕がなく墓を購入することは難しくなっているので考え方や形態を変えたほうが良いと思う。
- ②個人の自由だが沖縄の土地面積に対して、墓地の大きさは今後考えた方がよいのでは（本土出身の私としては墓の大きさにビックリ）
- ③門中墓式にして出来るだけ墓を増やさない方がよいと思う。
- ④地域の共同墓地の形態が良い。
- ⑤大きすぎる墓は建造するべきではない。
- ⑥地域を指定し規格等を統一する必要がある。
- ⑦伝統は重んじつつ今の経済に見合った形式が良い。
- ⑧墓地公園のような形態が良い。
- ⑨あまり大きすぎても、本土のように小さすぎても良くない。
- ⑩沖縄のお墓は大きいのでこれからは事情的に難しくなるだろうと思う。

【問10】

今後の北谷町の墓地数のあり方についてお伺いします。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 町内に墓地を増やしてもよい	179	26.9
2 増やしも減らしもしない(現状のままでよい)	247	37.2
3 町内の墓地は減らした方がよい	118	17.7
4 その他	87	13.1
無回答	34	5.1
合計	665	100.0



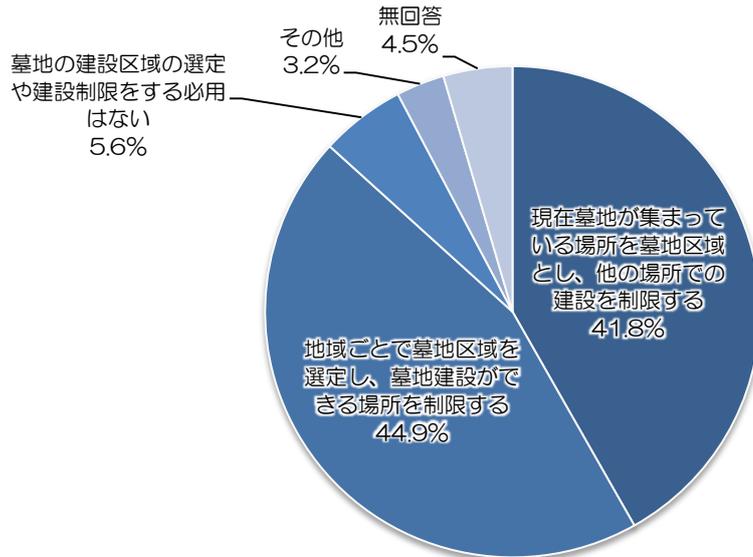
その他の意見

- ①増えると思うが小型化の規制が必要。
- ②若い人達の住む土地がなく、これ以上墓を増やすと住宅地が減る。
- ③公共的な施設を(墓地施設)を作った方がよい。
- ④近い区域の方々が利用出来ることが良い。
- ⑤一定箇所に集約した方がよい。
- ⑥集団墓地等は必要になると思う。
- ⑦少子化、子供なし、非婚等で無縁墓地が多くなると思うので墓地も墓の形状も考えた方がいいと思います。
- ⑧公営が整備されれば増えても良いが、場所については町民と十分な話し合いが必要、要するに勝手に作られたら困る。
- ⑨現在の墓地の現状を説明してほしい。
- ⑩墓地区域の指定した場所に建設すべきである。
- ⑪必要かつ自分の土地があり人家の近くでなければいいと思う。
- ⑫点在する形の旧来なものはそのままに空いているものや新たに作られる分に関しては一ヶ所や墓地に向いている場所に集約してもよいのでは。
- ⑬景観を考えた場合、一箇所に集合させた方がいい
- ⑭他市町村に求めるのは良くない。北谷町は北谷町民独自の納骨堂を作ったほうがよい

【問11】

墓を建設できる区域の制限についてお伺いします。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 現在墓地が集まっている場所を墓地区域とし、他の場所での建設を制限する	278	41.8
2 地域ごとに墓地区域を選定し、墓地建設ができる場所を制限する	299	44.9
3 墓地の建設区域の選定や建設制限をする必要はない	37	5.6
4 その他	21	3.2
無回答	30	4.5
合計	665	100.0



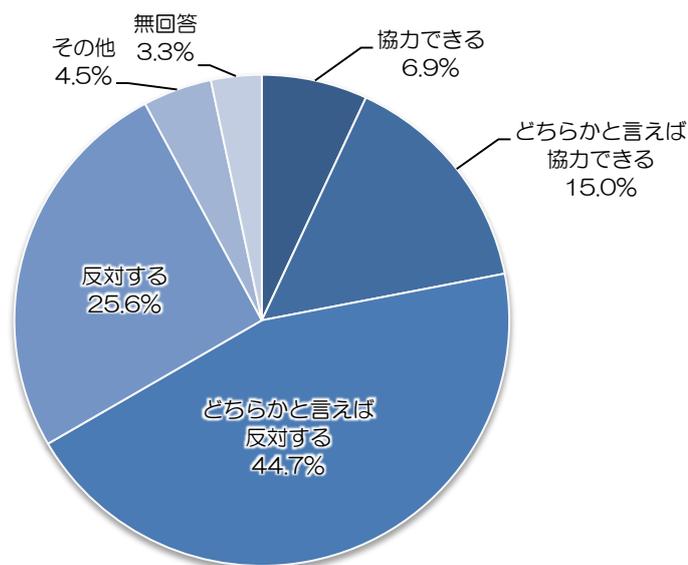
その他の意見

- ①これ以上町内には、絶対作ってほしくないです。
- ②霊園を町で建設する必要もあるのではないかな。
- ③制限した方が良いが場所については分からない。自宅近くだったらやっぱり嫌です。
- ④現在の墓地はせまいので新たに町民の墓地を確保してほしい。
- ⑤北谷町の町有地(久得山)に新たに墓地建設用地を確保し、現在住宅地に混在する墓をそこに誘導する。
- ⑥公的に一箇所でもとまらないか。
- ⑦新たな公営墓地を作ってもらいたい。
- ⑧納骨は共同で一括にして刻名は平和の礎のように地域ごとにし焼香も一定の場所のできるようになる。個人墓地はいらない。
- ⑨墓地の近くなら自己所有での建設は認めてほしい。

【問12】

ご自宅の近くにお墓（個人による家族墓地等）が建設されると仮定した場合、ご協力できますか。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 協力できる	46	6.9
2 どちらかと言えば協力できる	100	15.0
3 どちらかと言えば反対する	297	44.7
4 反対する	170	25.6
5 その他	30	4.5
無回答	22	3.3
合計	665	100.0



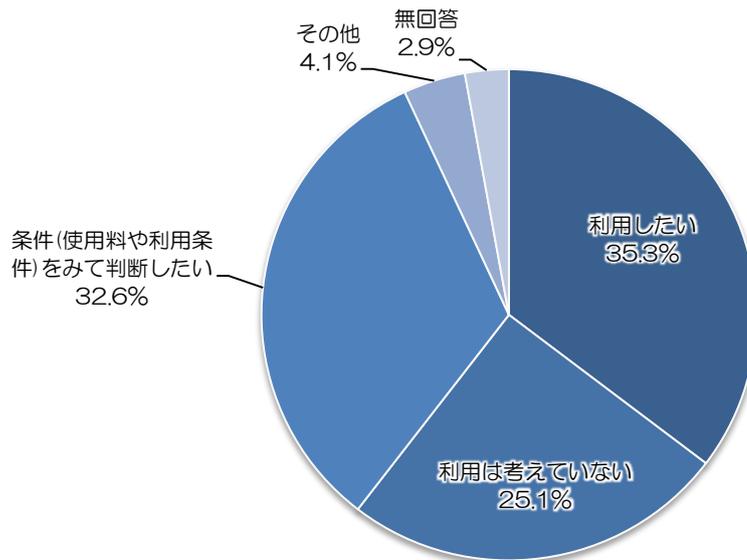
その他の意見

- ①土地の問題もあるし出来るかぎりは協力する。
- ②すでにお墓が近くにあるのでなんとも思わない。
- ③住宅周辺は住宅密集地で墓地を確保できない。
- ④納骨堂形式にし、お寺（ぼうさん）が一緒だと又心に感じることもずいぶん変わってくるでしょう。
- ⑤納骨堂なら協力する。
- ⑥墓地区域に建設すれば良い。
- ⑦墓が沢山つくられているところ反対はできないと思う。
- ⑧少し離れた場所なら良い。
- ⑨墓に対するこだわりはないが今のように米軍基地に隣接し、爆音の激しい砂辺区での建設は困難だと思う。又、米軍人、軍属向けの住宅が増加している現状では、自宅近くでの基地建設には反対の立場をとらざるを得ない。
- ⑩協力、反対のどちらでもなく建設となれば受け入れる。

【問13】

町による公営墓地が整備された場合、利用なさいますか。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 利用したい	235	35.3
2 利用は考えていない	167	25.1
3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい	217	32.6
4 その他	27	4.1
無回答	19	2.9
合計	665	100.0



その他の意見

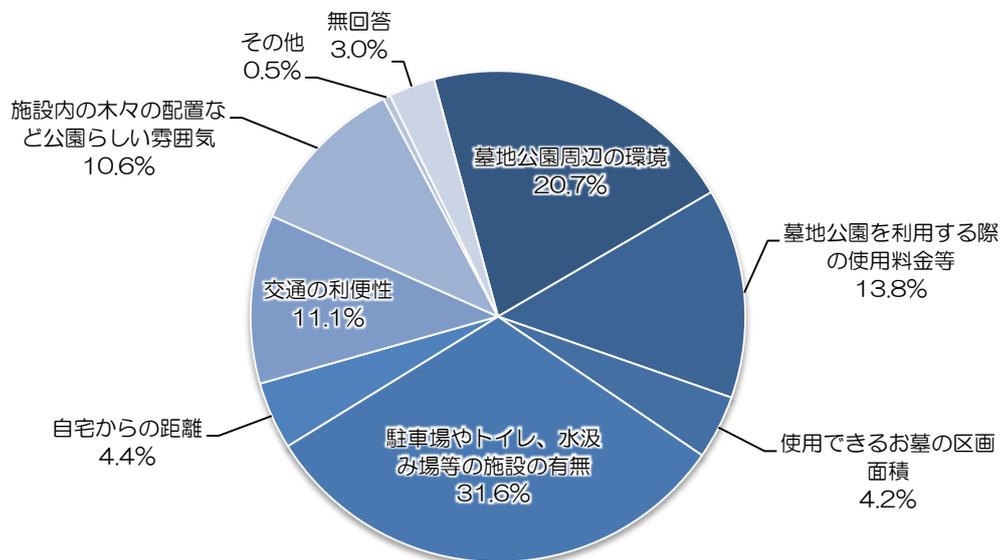
- ①購入前であれば利用したい。
- ②町外にあるので利用しない。
- ③現在お墓があるので利用を考えていない。
- ④いまある場所が不都合であれば利用する。
- ⑤すでに墓地があるので利用は考えていない。
- ⑥町の公営の墓地公園が出来れば最高です。
- ⑦町外にすでにお墓があるので利用はないがこれから必要となるならば公営墓地も良いと思う。
- ⑧自分の故郷であれば利用したい。
- ⑨前向きに利用したいが条件も大切に考えたい。
- ⑩町内にはないが沖縄市にあるので考えていない。

【問14】

公営墓地を整備するとした場合の希望等についてお伺いします。

墓地公園の利用条件として優先するものを2つ以内で選んで、○で囲んでください。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 墓地公園周辺の環境	261	20.7
2 墓地公園を利用する際の使用料金等	174	13.8
3 使用できるお墓の区画面積	53	4.2
4 駐車場やトイレ、水汲み場等の施設の有無	398	31.6
5 自宅からの距離	56	4.4
6 交通の利便性	140	11.1
7 施設内の木々の配置など公園らしい雰囲気	134	10.6
8 その他	6	0.5
無回答	38	3.0
合計	1,260	100.0



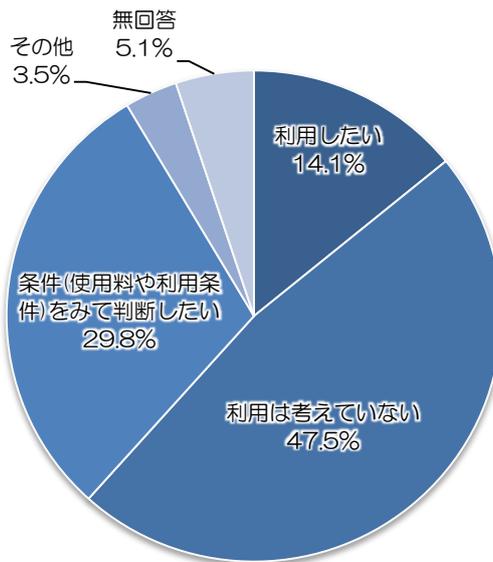
その他の意見

- ①公園はいらない。
- ②雑草などの刈り込み等。
- ③不良、ホームレスのたまり場には絶対にならない様な場所。
- ④管理。
- ⑤お年寄りや車椅子でも参拝できるようにしてほしい。

【問15】

墓地ではなく納骨堂が整備された場合、利用なさいますか。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 利用したい	94	14.1
2 利用は考えていない	316	47.5
3 条件(使用料や利用条件)をみて判断したい	198	29.8
4 その他	23	3.5
無回答	34	5.1
合計	665	100.0



その他の意見

- ①墓地の購入前であれば利用した。
- ②なかったら利用したと思う。
- ③今は考えていない。
- ④一宗教の(寺のような)永代供養は費用が高額と聞く。
- ⑤本土のような納骨堂は、沖縄の感覚とはいいがたい。
- ⑥すでに墓地があるので利用は考えていない。
- ⑦後々、その状況になると思う。(納骨堂)
- ⑧個人としては必要ないがニーズとしてあるのではないですか。
- ⑨判断したいがやはり祖父母の意見が最優先です。
- ⑩利用したいがすでに土地を買っていますので残念です。
- ⑪納骨堂が整備された場合、墓地は処分したい。

資料編Ⅲ 墓地に関する住民説明会

北谷町の墓地の現状及び北谷町墓地基本計画の策定に取り組んでいることの説明を行うために「墓地に関する住民説明会」を開催しました。また、住民説明会への参加者を対象に墓地に関するアンケート調査を実施しました。

開催日時及び会場については、以下のとおりです。

対象区	開催日時	会場
① 謝苺区 ② 北玉区 ③ 宇地原区	平成 26 年 11 月 18 日 火曜日 19:00～20:30	北谷町保健相談センター 2階 運動指導室
④ 上勢区 ⑤ 桃園区 ⑥ 栄口区 ⑦ 桑江区	平成 26 年 11 月 19 日 水曜日 19:00～20:30	ちやたんニライセンター 地下講座室
⑧ 北前区 ⑨ 宮城区 ⑩ 砂辺区 ⑪ 美浜区	平成 26 年 11 月 20 日 木曜日 19:00～20:30	北谷町役場 1階 レセプションホール

(1) 住民説明会 開催状況

墓地に関する住民説明会の開催状況を以下に示します。

住民説明会への総参加者数は 42 人、アンケートの回収数は 37 票となっています。

		
平成 26 年 11 月 18 日(火) 北谷町保健相談センター 2階 運動指導室 参加者数：8 人 アンケート回収：7 票	平成 26 年 11 月 19 日(水) ちやたんニライセンター 地下講座室 参加者数：26 人 アンケート回収：23 票	平成 26 年 11 月 20 日(木) 北谷町役場 1階 レセプションホール 参加者数：8 人 アンケート回収：7 票

(2) 住民説明会での意見

【墓地の経営(設置)許可の手續などについて】

- ①墓地の経営(設置)許可の手續の流れが難しい。
- ②隣接住民等との協議の仕方について詳しく説明して欲しい。
- ③上勢区には、墓地をこれ以上増やして欲しくない。協議に来る方の対応が良くない場合がある。
- ④勝手に同意書が出されていた事例があった。
- ⑤墓地の経営(設置)許可の法手續について、もっと周知が必要である。各自治会で説明会を行った方がよい。

【公営墓地について】

- ①墓地の需要に応じて、公営墓地を整備すべきではないか？
- ②新川墓地公園以外に公営墓地はあるのか？
- ③多くの住民が利用できるように公営墓地を増やして欲しい。
- ④今後のお墓の形態は、合葬墓がよいと考える。北谷町にも合葬墓があればよい。

【新川墓地公園について】

- ①新川墓地公園の利用できる条件はあるか？
- ②新川墓地公園について詳しく説明して欲しい。
- ③「うぐいす谷墓地公園」と「新川墓地公園」の違いについて教えて欲しい。
- ④永代使用に期限はあるのか？
- ⑤新川墓地公園には 161 区画あり、そのうち公共移転用が 140 区画としているが、実際に公共移転はあとどれくらいあるのか？もっと一般公募用の区画を増やせないか？

【墓地施策について】

- ①北谷町としてどういう計画を持っているのか？
- ②お墓が 30 基/年ずつ増えているようだが、これに対応するための計画があるのか？

【その他】

- ①お墓がある通りは、夜間通りたくない。
- ②お墓を親戚から借りているため、新しいお墓が欲しい。
- ③北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例施行前に墓地用地として土地を購入しているの、条例の適用外にして欲しい。
- ④墓地の中に不法投棄が見られる箇所がある。

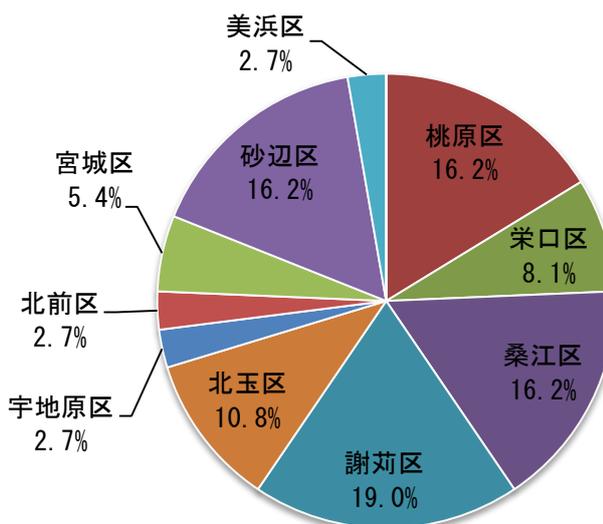
墓地に関する住民説明会 アンケート調査結果

1. 回答者の方についての質問

【問1】

あなたのお住まいは、どこですか？（1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください）

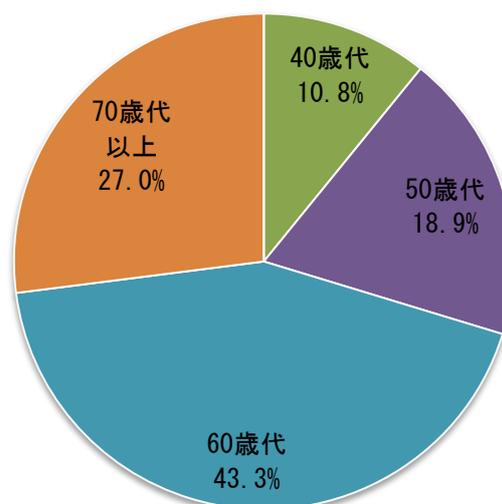
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 上勢区	0	0.0
2. 桃原区	6	16.2
3. 栄口区	3	8.1
4. 桑江区	6	16.2
5. 謝苺区	7	19.0
6. 北玉区	4	10.8
7. 宇地原区	1	2.7
8. 北前区	1	2.7
9. 宮城区	2	5.4
10. 砂辺区	6	16.2
11. 美浜区	1	2.7
12. 町外	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	37	100.0



【問2】

あなたの年齢は次のどれに当たりますか？（1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください）

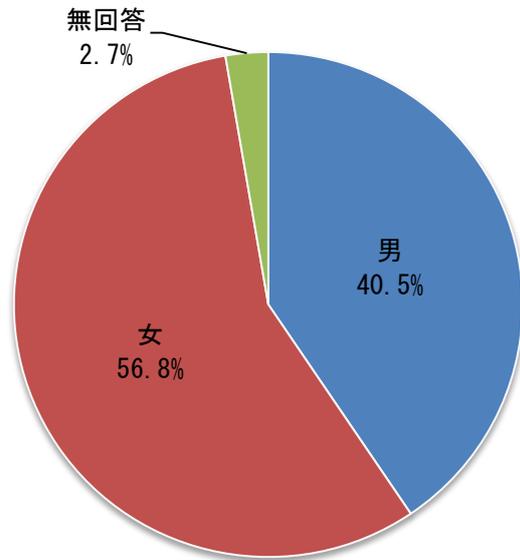
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 20歳代	0	0.0
2. 30歳代	0	0.0
3. 40歳代	4	10.8
4. 50歳代	7	18.9
5. 60歳代	16	43.3
6. 70歳代以上	10	27.0
無回答	0	0.0
合計	37	100.0



【問3】

あなたの性別は次のどれに当たりますか？(1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください)

選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 男	15	40.5
2. 女	21	56.8
無回答	1	2.7
合計	37	100.0

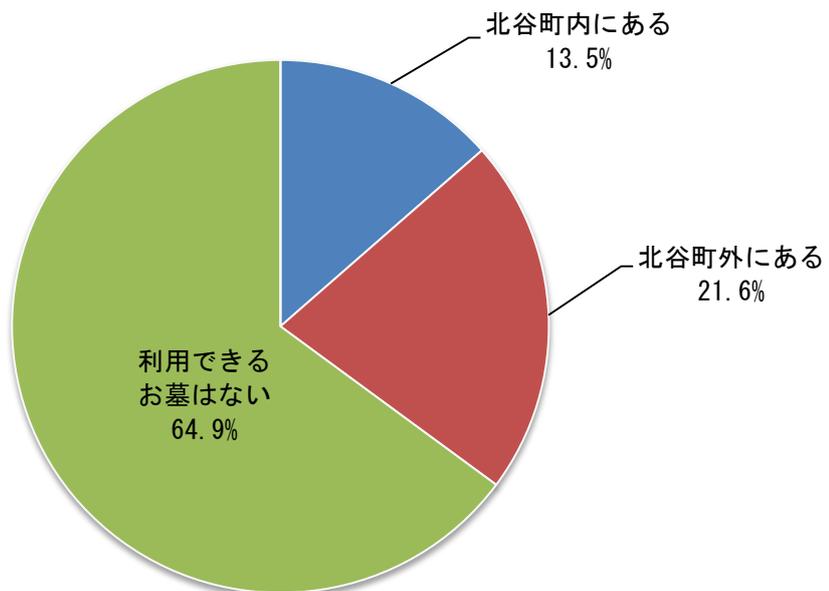


2. お墓の取得状況についての質問

【問4】

あなたが将来 **利用できるお墓** がありますか？(1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください)

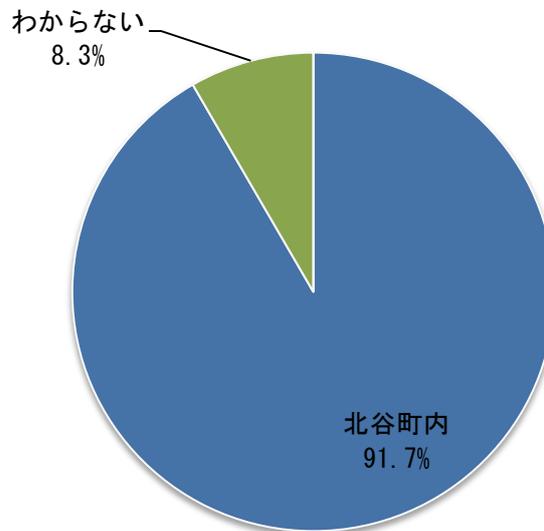
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)	備考
1. 北谷町内にある	5	13.5	問9へ
2. 北谷町外にある	8	21.6	問9へ
3. 利用できるお墓はない	24	64.9	問5へ
無回答	0	0.0	
合計	37	100.0	



【問5】

あなたが、お墓をつくる または 購入する としたら、どこにあるのがよいですか？
 (1つ選んで、数字を〇(まる)で囲んでください)

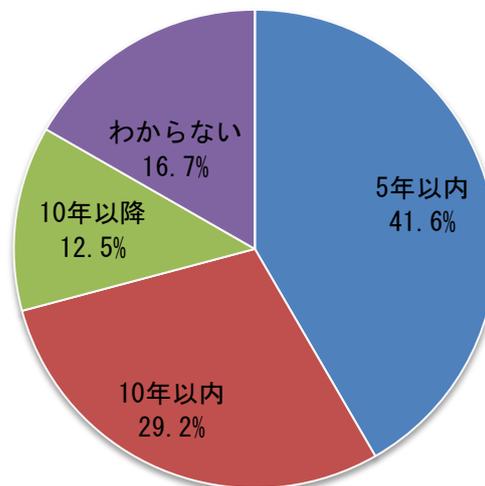
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)	備考
1. 北谷町内	22	91.7	問6へ
2. 北谷町外	0	0.0	問9へ
3. わからない	2	8.3	問6へ
無回答	0	0.0	
合計	24	100.0	



【問6】

あなたが、お墓をつくる または 購入 する としたら、いつ頃とお考えですか？
 (1つ選んで、数字を〇(まる)で囲んでください)

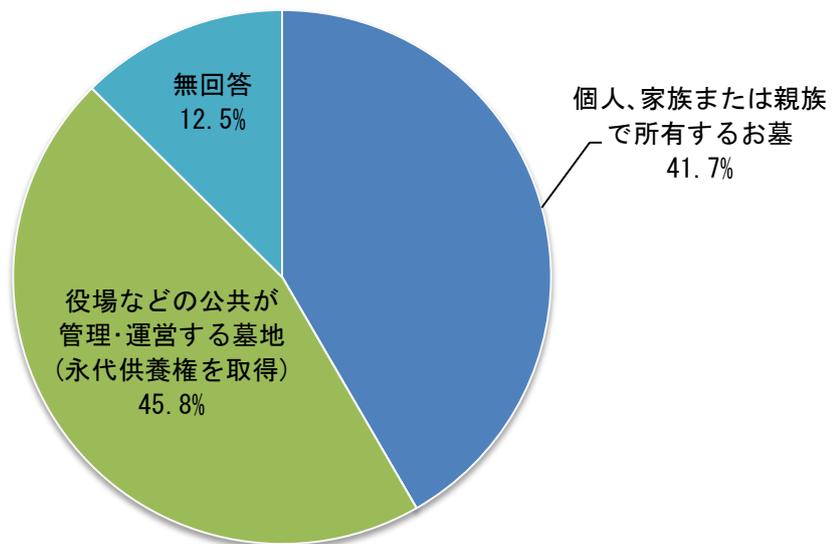
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 5年以内	10	41.6
2. 10年以内	7	29.2
3. 10年以降	3	12.5
4. わからない	4	16.7
無回答	0	0.0
合計	24	100.0



【問7】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどのお墓がよいですか？
(1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください)

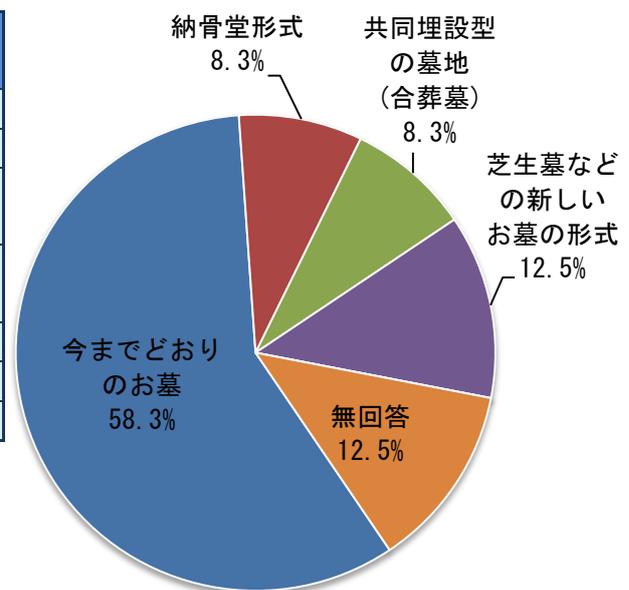
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 個人、家族または親族で所有するお墓	10	41.7
2. 宗教法人などの民間が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)	0	0.0
3. 役場などの公共が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)	11	45.8
4. その他(自由記入欄)	0	0.0
無回答	3	12.5
合計	24	100.0



【問8】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどの形態のお墓がよいですか？
(1つ選んで、数字を○(まる)で囲んでください)

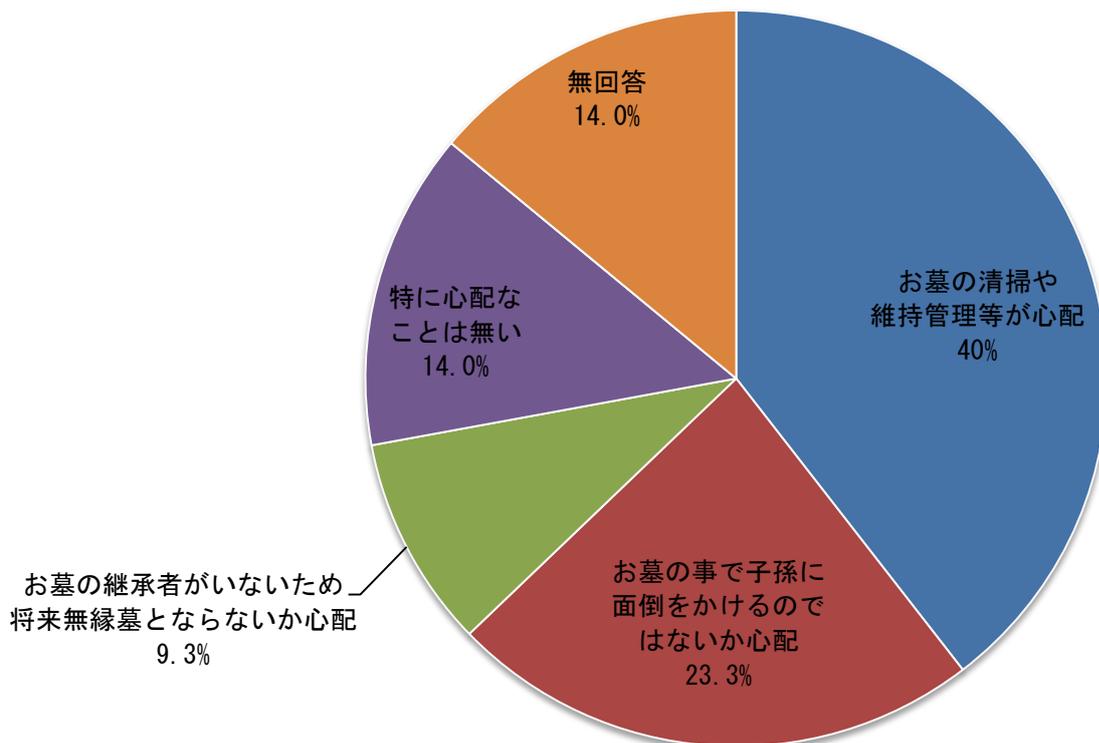
選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 今までどおりのお墓	14	58.4
2. 納骨堂形式	2	8.3
3. 共同埋設型の墓地(合葬墓)	2	8.3
4. 芝生墓などの新しいお墓の形式	3	12.5
5. その他(自由記入欄)	0	0.0
無回答	3	12.5
合計	24	100.0



【問9】

あなたは、お墓についてどのようなことが心配ですか？
(いくつでも選んで、数字を○(まる)で囲んでください)

選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. お墓の清掃や維持管理等が心配	17	39.4
2. お墓の事で子孫に面倒をかけるのではないかと心配	10	23.3
3. お墓の継承者がいないため将来無縁墓とならないかと心配	4	9.3
4. 特に心配なことは無い	6	14.0
5. その他(自由記入欄)	0	0.0
無回答	6	14.0
合 計	43	100.0



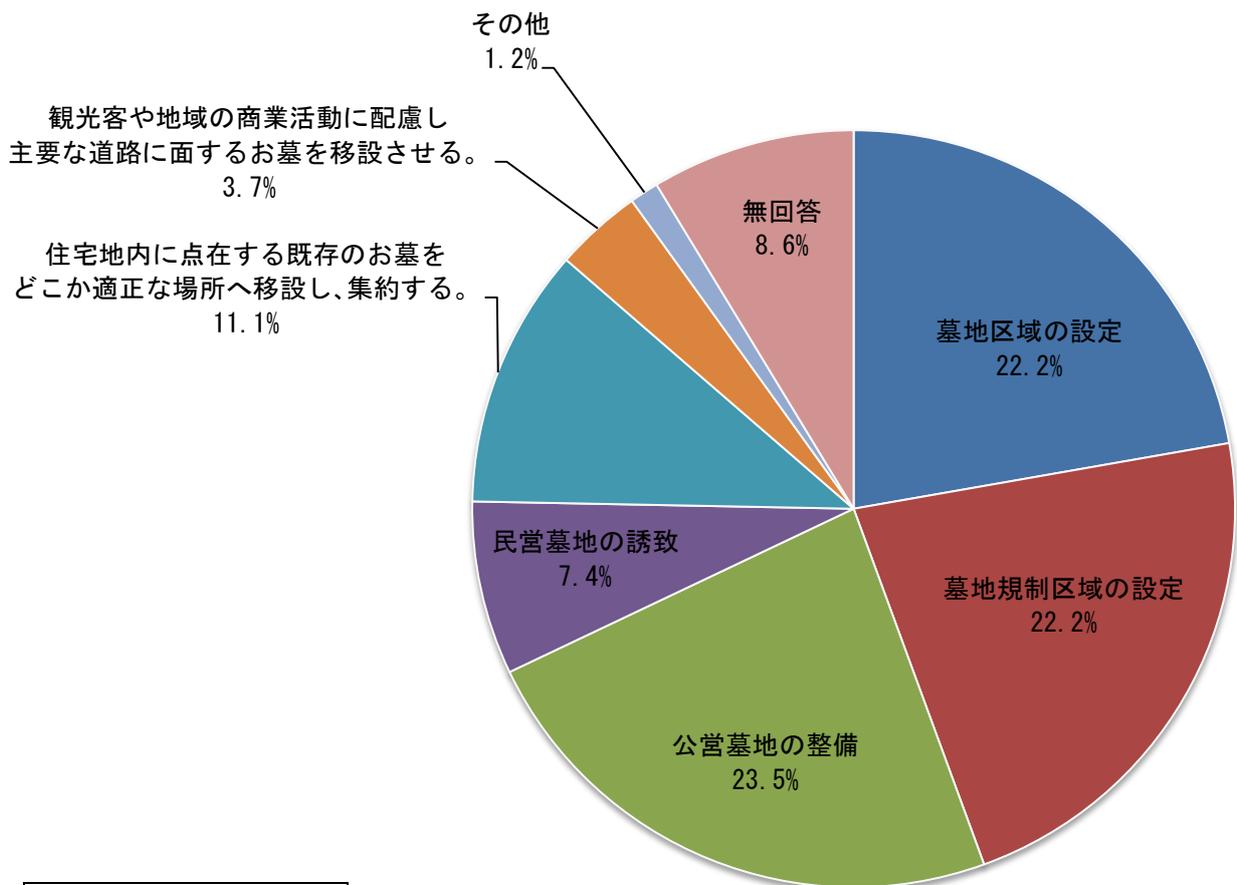
3. お墓のあり方についての質問

【問10】

あなたは、今後のお墓のあり方(墓地施策)について、どうしたらよいと考えますか？

(3つまで選んで、数字を〇(まる)で囲んでください)

選択肢	回答数 (票)	構成比 (%)
1. 今あるお墓は仕方がないが、これから新たにつくられるお墓は決められた場所につくるべきである。(墓地区域の設定)	18	22.2
2. お墓をつくってはいけない地域を決めておくべきである。(墓地規制区域の設定)	18	22.2
3. 今後のお墓の需要を考え、公営のお墓を整備する必要がある。(公営墓地の整備)	19	23.6
4. 今後のお墓の需要を考え、民営の霊園整備を促す必要がある。(民営墓地の誘致)	6	7.4
5. 住宅地内に点在する既存のお墓を、どこか適正な場所へ移設し、集約する。	9	11.1
6. 観光客や地域の商業活動に配慮し、主要な道路に面するお墓を移設させる。	3	3.7
7. その他(自由記入欄)	1	1.2
無回答	7	8.6
合計	81	100.0



その他(自由記入欄)

- ・町域が限られているので、納骨堂や合葬墓の整備や利用について広報を行う。

【 意見 記入欄 】

- (1) 昨今、墓にまつわる事情が急速に変化してきていると思います。代々の墓があるにしても老朽化もあり、いろいろと考えさせられます。土地にも制約がありますし、できれば公営の墓地公園や共同墓などが整備されればと思います。
(60 歳代 女性)
- (2) 現在所有している墳墓が老朽、また場所が崖の上のような場所で、新しい墓地を探している状況なので説明会に参加しました。墓の設置には説明があったような繁雑な手続が必要とのことで正直驚きましたが、とても参考になりました。個人的には管理型墓地を希望しており、新川墓地公園のような町営のものがあればよいと思います。しかし、新川墓地公園の次回公募予定の区画数が 12 区画というのは少ないと思います。今後は、公募する区画数を増やして欲しいと思います。今回は、この様な機会を設けて頂き有り難うございます。(40 歳代 女性)
- (3) 公営墓地を買って、子供達に利用させたい。(70 歳代以上 性別不明)
- (4) 墓地について税金等がどうなるのかを町広報誌にて町民にお知らせ下さい。
(70 歳代以上 男性)
- (5) 町民でお墓を持っていない人を優先に町の運営する所を提供して欲しい。
(50 歳代 女性)
- (6) 墓地用地として購入した 10 坪程度の土地があります。周囲には多くの墓が建てられています。北谷町は墓地を 3 坪と規定する予定と聞いています。私の場合も 3 坪の適用を受けるのですか？(70 歳代以上 男性)

資料編Ⅳ 北谷町墓地基本計画審議会及び 北谷町墓地基本計画等検討委員会

1. 北谷町墓地基本計画審議会 委員名簿

委員	団体名等	役職等	委員名	備考
学識経験者	北谷町美浜メディアステーション	所長	仲地 勲	前建設経済部長
各種団体関係者	北谷町老人クラブ連合会	会長	玉城 清松	
	北谷町自治会長連絡協議会	栄口区 自治会長	島袋 艶子	
	北谷町更生保護女性会	会長	清水 早苗	
	北谷町青年連合会	会長	内間 遼	
	北谷町まちづくり研究会	副会長	○津嘉山 寛	
町民	北谷町公文書館	館長	◎松田 つや子	前住民福祉部長
	宇地原区自治会	自治会長	仲宗根 仁志	
その他	沖縄県中部福祉保健所 生活衛生班	主任技師	西村 昌彦	

※◎：会長、○：副会長

2. 北谷町墓地基本計画等検討委員会 委員名簿

委員	委員名	備考
総務部長	謝花 良継	
住民福祉部長	伊波 興繁	委員長
建設経済部長	伊禮 秀樹	副委員長
企画財政課長	玉那覇 修	
保健衛生課長	伊波 興勇	
都市計画課長	安田 茂正	
土木課長	照屋 一博	
農林水産課長	根間 朝弘	

3. 北谷町墓地基本計画審議会 開催状況



第1回

開催日：平成26年9月24日(水)
時 間：14:00～
場 所：保健相談センター 2階 保健指導室



第2回

開催日：平成26年11月5日(水)
時 間：14:00～
場 所：保健相談センター 2階 保健指導室



第3回

開催日：平成27年1月14日(水)
時 間：14:00～
場 所：保健相談センター 2階 保健指導室



第4回

開催日：平成27年2月25日(水)
時 間：14:00～
場 所：保健相談センター 2階 保健指導室

4. 北谷町墓地基本計画等検討委員会 開催状況



第1回

開催日：平成26年9月5日(金)
時 間：14:00～
場 所：北谷町役場 2階 204会議室



第2回

開催日：平成26年10月17日(金)
時 間：17:00～
場 所：北谷町役場 2階 204会議室



第3回

開催日：平成26年12月8日(月)
時 間：9:30～
場 所：北谷町役場 2階 204会議室

第4回

各委員へ個別に説明

北谷町墓地基本計画審議会規則

平成26年6月16日
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例(平成20年北谷町条例第22号)第3条の規定に基づき、北谷町墓地基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、北谷町墓地基本計画に関する事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 町民
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、住民福祉部保健衛生課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北谷町墓地基本計画等検討委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 16 日
訓令第 21 号

(設置)

第 1 条 北谷町墓地基本計画(以下「基本計画」という。)及び墓地行政に関する事項を検討し、都市計画等まちづくり諸施策との整合性及び相互調整を行い、もって基本計画の円滑な策定及び墓地行政の推進を図るため、北谷町墓地基本計画等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 墓地行政に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は住民福祉部長をもって充て、副委員長は建設経済部長をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ指定した者を代理させることができる。

(委員以外の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、住民福祉部保健衛生課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

役職名
総務部長
住民福祉部長
建設経済部長
企画財政課長
保健衛生課長
都市計画課長
土木課長
農林水産課長